

平成23年度大学院人間社会学研究科  
修士論文要旨

平成23年度大学院人間社会学研究科修士論文要旨

氏名	指導教員	題目
池田 敏	門田光司	接触困難な不登校児童生徒への学校ソーシャルワーク実践 —ストレングスの視点を活用したアプローチ—
上島 奈生	門田光司	発達障害の早期発見システムのあり方についての研究
内田ちづる	細井 勇	貧困と自立支援 —近年の雇用崩壊に伴う自立支援施策と生活保護制度の課題—
古賀野成子	鬼崎信好	適切な社会的支援に繋がらない要援護高齢者の 地域における支援のあり方
森山麻衣子	門田光司	知的障がい者グループホーム・ケアホームと 地域住民との関係性における現状と課題
渡辺 暁	鬼崎信好	介護保険制度下におけるグループホームの役割と機能
大神 瑞穂	上野行良	ネガティブな情報の自己呈示と、不幸・不運に対する価値意識、 自己中心的な世界観との関連
鎌倉摩伊子	福田恭介	視覚探索課題における、視線定位と瞬目活動との関連
権 静香	小嶋秀幹	在日コリアン青年の名のり行動形成に伴う心理的プロセス

- |       |       |                                                     |
|-------|-------|-----------------------------------------------------|
| 杉本 頼己 | 上野行良  | 「キャラ」を用いたコミュニケーションと<br>自己開示、集団に対する不適応感、人間関係負担感との関連  |
| 塚本 紀子 | 小嶋秀幹  | 公的扶助ケースワーカーのストレスとその対処行動プロセス<br>—新人ワーカーへの面接調査をとおして—  |
| 野口 英絵 | 岩橋宗哉  | きょうだいへの援助要請行動に関する要因の検討<br>—自分・きょうだい・母親の3人の関係性に着目して— |
| 星子友里恵 | 小嶋秀幹  | いのちの電話相談員が受けるストレスと<br>マインドフルネストレーニングの効果             |
| 湊 義弘  | 岩橋宗哉  | 共感性の感情的要素と認知的要素との関係について<br>—視点取得とフォーカシング的態度との関係から—  |
| 山村美由紀 | 古橋啓介  | 健康高齢者に対する再評価を促す個人回想法の効果<br>—記憶力および心理的側面への効果—        |
| 裘 薇薇  | 藤山正二郎 | 日本と中国における国際理解教育<br>—現状と方向性について—                     |
| 丁 虹豊  | 藤山正二郎 | 日本と中国の地域教育（社区教育）の比較研究<br>—北九州市と大連市の実態調査を基にして—       |
| 中窪 典子 | 秦 和彦  | 特別支援教育における交流及び共同学習の現状と課題                            |

## 接触困難な不登校児童生徒への学校ソーシャルワーク実践

—ストレングスの視点を活用したアプローチ—

池田 敏

Key Words 接触困難な不登校児童生徒、援助関係の形成、ストレングスの視点

### I. 目的

本研究の目的は、学校ソーシャルワーク実践においてストレングスの視点を活用したアプローチが、接触困難な不登校児童生徒との援助関係の形成において有効であるかどうかを明らかにすることである。

文部科学省が平成16年4月15日に文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知として公表した「現在長期間学校を休んでいる児童生徒の状況等に関する調査結果とその対応について」において、学校を30日以上休んでいる児童生徒の25%近くに、学校も他の機関の職員等も会えていないという結果が示されている。その理由としては「児童生徒の心身上的理由」が最も高い。この結果から、児童生徒が会うことを望まない場合、学校や他の機関による働きかけには限界があることがわかる。

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）が、こうした接触困難な児童生徒の教育を受ける権利や機会を保障していくために学校ソーシャルワーク実践を行う場合、まずは、そうした接触困難な児童生徒と援助関係を形成することが必要となる。しかしながら、そうした接触困難な児童生徒と援助関係を形成する際にも、可能な限り、児童生徒の自己決定が尊重された援助関係を形成する必要がある。

F.P.バーステックは、クライアントの自己決定を促し尊重するうえでのケースワーカーの役割のひとつに、「休止状態にあるクライアント自身のもつ資源を活性化する刺激を導入すること」があるとしている。

そのためには、クライアント自身のもつ資源に着目することが必要となる。それは、近年、ソーシャルワーク実践において注目されている「ストレングスの視点」であると言える。

つまり、クライアントの自己決定を尊重した援助関係を形成するためには、ソーシャルワーカーがクライ

エントに対し、ストレングスの視点を活用したアプローチを行っていくことが求められるのである。

そこで、本研究では、筆者がSSWとして、接触困難な不登校児童生徒と援助関係を形成するために、ストレングスの視点を活用したアプローチを用いた学校ソーシャルワーク実践を検証することで、研究目的を立証していく。

### II. 方法

#### 1. 研究方法

本研究では、事例研究を行う。事例研究について、呉は「個人あるいは一つの単位になっている人々の集団に対して適用することができる研究デザインであり、個人（あるいは一つの単位）を取り巻く問題の諸要因の因果関係や社会状況の中での全体の関連性を明らかにし、それについて援助の時間的経過や変化を明らかにする方法として有効な研究方法である」としている。

#### 2. 研究対象

研究対象には、SSWが配置されている中学校区内の不登校児童生徒のうち、中学1年の男子生徒（1名）を抽出した。

#### 3. 支援方法

当該児童生徒との援助関係を形成することを目標とし、まず、C.A.ラップの「ストレングスの視点」をもとに、児童生徒の持つ資源（ストレングス）のアセスメントを行った。アセスメントの結果をもとに、段階的に、手紙を活用した間接的なアプローチ、面談による直接的なアプローチを行った。

#### 4. 研究期間

本研究における研究期間は、X年1月末からX年5

月末までの4ヶ月間である。

## 5. 倫理的配慮

対象児童生徒、その家族のプライバシー保護の観点から、個人情報の取り扱いには十分に配慮した。また、事例の内容については、研究の趣旨の範囲内で一部加工を行い、個人が特定されないようにした。加えて、研究内容については、教育委員会に事前の確認を行い、学会発表も含めて承諾を得た。

## Ⅲ. 結果

### 1. アセスメント

当該児童生徒との援助関係を形成するためのアプローチを行うにあたって、まずは、当該児童生徒の「資源(ストレングス)」を把握する必要性があった。そこで、家庭訪問を行い、母親との面談を通して、当該児童生徒の「資源(ストレングス)」をアセスメントした。

その結果、「個人の強さ：能力」として、「漫画」、「歴史」、「責任感の強さ」などがあった。また、「環境の強さ：社会関係(social relations)」として、「母親と当該児童生徒とは交流することができる」があった。

### 2. 手紙を活用した間接的なアプローチ

アセスメントの結果を踏まえ、「休止状態にあるクライアント自身のもつ資源を活性化する刺激を導入する」という視点から、当該児童生徒へのアプローチの方法として「手紙」を用いることにした。その際、手紙の内容については、十分に吟味した。具体的には、当該児童生徒の「個人の強さ：能力」である「漫画」、「歴史」を反映した内容にすることや、手紙の文面を支持的な内容にすることなどである。また、「環境の強さ：社会関係(social relations)」である「母親と当該児童生徒とは交流することができる」を活用し、母親を仲介して、当該児童生徒へ手紙を渡すこととした。そうした手紙のやり取りを週1回、計6回行った結果、当該児童生徒がSSWに会うために玄関先へ出てきて、話をするようになった。

### 3. 面談による直接的なアプローチ

手紙による間接的なアプローチにより、当該児童生

徒と玄関先において話をするできるようになった。そこで、面談による直接的なアプローチを行い、当該児童生徒自身のもつ資源を活性化し、援助関係の形成を目指した。面談を行う際は、当該児童生徒の「個人の強さ：能力」である「漫画」、「歴史」、「責任感の強さ」を反映した内容を中心に面談を行った。そうした面談を計7回行った結果、当該児童生徒から「高校進学して、大学にも行きたい」というニーズが表明された。

## Ⅳ. 考察

本研究の結果、学校ソーシャルワーク実践においてストレングスの視点を活用したアプローチは、接触困難な不登校児童生徒との援助関係の形成において有効な支援方法のひとつであると言える。このことから、ストレングスの視点を活用したアプローチを用いたことで、当該児童生徒とSSWとの間で、援助関係が形成されたと言うことができる。

ストレングスの視点を活用したアプローチを行ったことで、児童生徒を主体としたアプローチを行うことが可能となる。また、児童生徒のストレングスを意識させたり、再評価したりすることで、児童生徒の自己決定を促し尊重することも可能となる。

## Ⅴ. おわりに

本研究の結果、学校ソーシャルワーク実践においてストレングスの視点を活用したアプローチは、接触困難な不登校児童生徒との援助関係の形成において有効な支援方法のひとつであると言える。

しかしながら、本研究の有効性を示すためには、さらなる研究データの蓄積が必要である。

学校ソーシャルワーク実践が、専門的援助活動であると言えるためには、今後とも、ソーシャルワーク理論を活用した支援内容の検討がなされていく必要があると考える。

Ikeda Satosi

## 発達障害の早期発見システムのあり方についての研究

担当教官 門田光司教授

人間社会学研究科 社会福祉専攻

1014002 上島奈生

Key word: 発達障害 早期発見 乳幼児健診 発達障害の早期発見システム

### I 研究目的

本研究は、発達障害の早期発見を責務とする乳幼児健診の実態と発達障害のある子どもに対する支援体制（健診後のフォロー体制）を明らかにし、今後の発達障害の早期発見システムのあり方について考察することを目的とする。

### II 研究方法

#### 1 調査方法・調査項目

調査方法は、乳幼児健診に関わっている保健師を対象に、インタビュー調査を実施した。

調査項目は、①乳幼児健診の概要、②健診後のフォロー体制、③発達障害の早期発見システムの現状について（発達障害の発見、発見後の対応、今後の課題）、と設定した。インタビューの内容は、調査対象者の了解を得て、ICレコーダーに録音した。

#### 2 調査対象・調査時期

調査の対象は、人口規模や健診方式、健診内容等により、福岡県内の3つの市（T市、K市、N市）を選定した。各市の母子保健担当の保健師にインタビュー調査を実施した。

調査時期は、2011年12月上旬～同年12月下旬であった。

### III 研究結果

#### 1 各市町村における乳幼児健診の概要と健診後のフォローについて

##### (1) T市

乳幼児健診は4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とし、集団健診を行っている。

健診後のフォローとしては個別相談（臨床心理士による「発達の相談」、作業療法士による「運動の相談」、言語聴覚士による「言葉の相談」と、発達の子になる子どもを対象とした保育士による集団での「親子ふれあい教室」を月1回実施している。

##### (2) K市

乳幼児健診は4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とし、かかりつけ医による個別健診を行っている。

健診後のフォローとしては、K市の各区役所において相談事業（小児科医、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、保育士などによる「わいわい子育て相談」、心理判定員による

「精神発達相談」）を実施している。また発達の子になる子どもを対象とした「親子遊び教室」を月1回実施している。さらにK市の2つの区においては、発達の子になる在家庭の子どもを対象とした「親子通風クラス」を直営保育所において実施しており、今後増設することとなっている。

##### (3) N市

乳幼児健診は4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とし、集団健診を行っている。また12か月相談も行っている。さらに、発達障害の疑いのある子どもに関しては、2歳、4歳、5歳など必要に応じて年齢を設定し健診を行っている。

N市は発達障害の早期発見と健診後のフォローを重点的に行っており、乳幼児健診と並行して、「離乳食教室」や相談事業（1歳までを対象とした「赤ちゃん相談」・1歳以上を対象とした「スクスク相談」）、「親子遊びの教室」を実施している。また、障害が疑われる子どもの療育支援として週に1回「親子教室」を実施している。

#### 2 発達障害の早期発見システムの現状と課題

##### (1) T市の場合

###### ①発達障害の発見について

発達障害の可能性が判断しやすくなるのは主に1歳6か月児健診からであるが、3歳児健診においても見極めが難しい場合もあり、十分には発見できていないとのことであった。

###### ②発見後の対応

1歳6か月児健診の際には、保護者にも自覚がないことが多く、3歳児健診までは経過観察になることが多い。また、健診後のフォローとして実施している個別相談については、完全予約制で待機者が多く、十分に療育できているとはいえない状況であった。「親子ふれあい教室」についても、月1回の実施であるため、その効果が半ばしづらいつつとのことであった。

###### ③今後の課題

- ・保護者への対応：保護者に拒絶された場合については、その子どもに療育が行えていない状態であった。
- ・巡回相談：健診だけでは子どもの日常の様子が分からないこと、3歳児健診までには発達障害かどうか判断しにくいことから、保育園・幼稚園への巡回相談が求められていた。
- ・就学への移行：保健センターでの療育は就学前までしか行

えず各学校に引き継ぐこととなるが、その情報を確実に引き継げる先生または専門職がいらないとのことであった。

## (2) K市の場合

### ①発達障害の発見について

乳幼児健診においては、小児科医が発達障害があるかどうか半断することとなるが、健診で発見されるよりも保育園・幼稚園で気づかれることの方が多いとのことであった。

### ②発見後の対応

乳幼児健診において、発達障害の可能性があると判断された場合は、K市にある専門の医療機関を紹介することが多いが、保護者の障害受容や行きやすさという点から、各区で行っている「わいわい子育て相談」につながることも多い。また、保育園・幼稚園から相談があった場合も、「わいわい子育て相談」を紹介し、経過観察になることが多い。必要があれば、「親子遊び教室」も紹介するが、利用になることは少ないとのことであった。

### ③今後の課題

- ・保護者の障害受容：保護者に発達障害についていかに理解してもらえかが、子どもの療育を行う上での鍵となり、保護者の了解が得られなければ支援を行うこともできないので、関わる専門職が的確に情報提供を行い支援していく必要がある。

- ・保育園・幼稚園での発達障害への対応：子どもの生活の場である保育園・幼稚園において、保育士・幼稚園教諭が子どもの様子をじっくりと観察し、発達障害に気づけるようになることが必要とのことであった。

## (3) N市の場合

### ①発達障害の発見について

4か月児健診や7か月児健診では首がすわらない・夜泣きが激しい・かんしゃくがひどい等、発達について気になる点にも着目するようにしている。発達について気になる点がある場合は、さらに様子を観察するため、「赤ちゃん相談」や「離乳食教室」に誘い、様子を見ていくこととしている。「離乳食教室」に関しては、保護者が参加している間、子どもの託児を行っているため、その中で子どもの様子を観察している。また、保育園・幼稚園との連携も取れているので、その中で発達障害に気づかれた場合にも、支援できるような体制となっている。

### ②発見後の対応

子どもの発達に気になる点があった段階から定期的・継続的に関わり、必要な支援を行っていくが、4か月児健診・7か月児健診の時点ではまだその可能性を保護者に伝えられないので、まずは保護者との関係性を築くことを念頭に置き、「赤ちゃん相談」や「離乳食教室」への参加を促している。

特に離乳食教室に関しては、保護者も抵抗感を示すことがなく比較的スムーズに参加するケースが多く、1回に2〜3時間程度実施することから保護者との関係性も築きやすい。1歳6か月児健診においても、保護者は子どもの障害に気づいていないことが多いため、まずは週1回の「親子教室」への参加を促し、就学まで療育を継続していく。就学への移行については、平成23年度より教育委員会に所属となったため、情報提供もスムーズに行っている。

### ③今後の課題

- ・5歳児健診の導入を検討している。
- ・保育園・幼稚園における発達障害への対応：保育園・幼稚園において子どもの発達障害に的確に気付けるようになること、保育士・幼稚園教諭が発達障害の子どもに対する関わり方を体得し、実践していくことが必要である。

## IV 考察

### 1 発達障害の早期発見システムのあり方について

調査結果より、今後の発達障害の早期発見システムのあり方について考察すると、乳幼児健診においては発達の気になる段階からフォローできる体制にすること、健診後のフォロー体制については各自治体の相談事業や療育施設など今ある社会資源を活用し療育の機会を十分に確保すること、さらに保育園・幼稚園において発達障害に対応できるような体制を整えること、関係機関との連携体制を構築すること、そして就学への移行を円滑に行えるシステムにしていく必要があると考える。

### 2 発達障害の早期発見システムにおける課題

#### (1) 保護者の障害受容と子育て支援体制の整備

保護者が子どもの障害について受容できず、拒否的な姿勢が強くなると、子どもへの支援が行えなくなることもあるため、保護者の障害受容に向けたサポートや子育て支援が必要であると考えられる。

#### (2) 保育園・幼稚園の発達障害発見機関としての位置づけ

子どもたちにとって、保育園・幼稚園は生活の場の一つであり、発達障害のある子どもの特性が顕在化する場所である。そのため今後は保育園・幼稚園も発達障害の発見機関の一つとして位置付けていく必要があると考える。

#### (3) 就学への移行に向けた支援体制の整備

就学への移行に際し、十分な情報共有がなされない場合、学校の中での支援体制が確立されず、二次的な問題が生じてしまうことも予測される。そのため、乳幼児期から就学に至るまでの継続的な支援体制の整備については今後の課題であると考えられる。

## 貧困と自立支援

### —近年の雇用崩壊に伴う自立支援施策と生活保護制度の課題—

担当教官 細井 勇 教授

人間社会学研究科 社会福祉専攻 1014003 内田 ちづる

Key word ; 生活保護 自立支援プログラム 就労支援員 貧困の世代間継承

#### 1 研究の背景

グローバル化に伴う我が国の産業構造の変化は、ワーキングプアを生みだし、所得格差や健康格差、さらには教育格差を惹起させ、多様で重層的な問題を抱えた貧困層を拡大させた。

その対応について、2004年12月に、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会最終報告」が公表された。その中で、生活保護制度の基本理念を、「利用しやすく自立しやすい制度」とし、「生活保護制度の在り方を、国民の生活困窮の実態を受け止め、その最低生活保障を行うだけでなく、生活困窮者の自立・就労を支援する観点から見直すこと」、「被保護世帯が安定した生活を再建し、地域社会への参加や労働市場への『再挑戦』を可能とするための『バネ』としての働きを持たせることが、特に重要である」と強調された。

厚生労働省は、「生活保護制度の在り方に関する専門委員会最終報告」を受けて、2005年3月に「多人数世帯等の基準の見直しや高等学校就学費の創設等」の改正を行うとともに、「自立支援プログラム」を導入した。その導入の趣旨は、「経済的給付を中心とする生活保護」から「実施機関が組織的に被保護者の自立を支援する制度」へと転換するといふものであった。

「自立支援プログラム」は、「就労支援プログラム」、「日常生活自立プログラム」、「社会生活自立プログラム」とされたが、中でも「就労支援プログラム」の積極的実施が前面に打ち出され、「福祉」から「雇用」への転換が図られている。また、就労支援を専門とする者の配置のため、嘱託職員の雇用、NPO法人や事業者委託（アウトソーシング）等の方法が導入された。

#### 2 研究目的

「自立支援プログラム」の導入から6年が経過したが、生活保護受給者は減少するどころか、生活保護法施行以来、最多の数に届こうとするほどに増加している。

これまで貧困のリスクを背負ってなかった層や若年労働者が失業し、スティグマ感を感じながらも生活保護を申請する者が増大した。彼らは、新たに貧困層に陥った者であるが、今日の厳しい雇用情勢の中、求職活動の長期化や働く意欲の喪失、さらには社会からの孤立を引き起こしている。また、子どもの貧困や貧困の世代間継承の拡大は深刻である。生活保護の問題は、貧困と貧困が引き起こす社会的格差など、あらゆる社会問題が凝縮して内在している。特に「貧困の世代間継承」は大きな社会問題である。

生活保護制度の目的は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を図ることである。「就労支援プログラム」の導入は、急増する稼働能力を有する者の対応策として効果があるのだろうか。

本研究は、これらを問題意識として、就労支援の実態を、就労支援員（以下、「支援員」と言う。）の視座から把握し、自立支援施策と生活保護制度の課題を考察することを目的とする。

なお、調査の対象を支援員としたのは、「自立支援プログラム」導入以降、「支援員」の現状等に関する先行研究が見当たらず、支援員の現状分析が必要と考えたからである。

#### 3 研究方法

##### (1) 調査対象者

福岡県内福祉事務所の就労支援員 126名

##### (2) 調査方法

アンケート記入依頼文を各福祉事務所長経由で就労支援員に配布し、回答は、無記名・自記式で郵送による回収とする。

- (3) 調査実施時期  
2011年7月14日から8月20日の間
- (4) データ処理方法  
SSRI WASS シリーズ「即析 For Windows」
- (5) 調査項目  
就労支援の取組状況及び実績, 就労支援に対する考え, 必要と思う専門的知識及び援助技術, 研修の状況, 属性等

#### 4 調査結果

##### (1) 回答状況

有効回答数は68件, 回答率は54.0%  
(地域別回答率は, 福岡地域41.9%, 北九州地域72.4%, 筑豊地域46.2%, 筑後地域100%)

##### (2) 調査結果

主な内容は, ①支援員は, 就労以外の支援も必要と考えてはいるが, 福祉事務所で取り組まれている自立支援プログラムは, 「就労支援」が主体であり, 「社会的自立支援」や「日常生活自立支援」に関するプログラムの取り組みは非常に少ない。②支援効果は一定あるも, その実績は多くない。廃止に至ったのは, 僅か5%程度である, ③支援員のほとんどは, やりがいを感じているものの, 手詰まり感を感じている就労支援員もいる, ④支援員は, ほとんどがキャリアを終えた再就職者が多く50~60歳代が75%を占めている, また, 非正規雇用が73%を占めている, ⑤元ハローワーク職員であった支援員は, ハローワークとの連携が強いが, 一体に支援員のハローワーク同行は低調である, ⑥支援員の資格の取得状況は, 「資格を有していない者」が約半数, 「キャリア支援分野の資格を有している者」が約3割であり, 「社会福祉分野の資格を有する者」は1割にも満たないこと, ⑦研修を受けた支援員は2割にすぎない, ⑧就労支援員は, 支援していく上で必要な「生活保護法とそれに関わる他法に関する知識」, 「技術」に関する研修の必要性を強く感じている, ⑨就労支援に当たり困っていることは, 「支援対象者の就労意欲」90%, 「支援対象者の職業能力」72%, 「支援対象者の学歴」31%, 「就職先がない」56%,

「仕事がマッチングしない」48%と, 支援員は, 被保護者は複雑で多様なニーズを抱えているものの, 支援効果が顕れないのは個人の問題と捉え, 子どもの教育の充実が必要であると考えていることが明らかになった。

#### 5 考察

雇用の崩壊は解決をみないまま, 若年層や熟年層, さらには新規学卒者にまで影響を及ぼし, 貧困者層を拡大させ, 生活保護受給者は増大している。全国市長会や全国知事会の提言を受けて, 厚生労働省において, 「生活保護制度に関する国と地方の協議」により, 生活保護制度の見直しが始まっている。

かつて, 筑豊地域の炭鉱労働者の失業を生活保護で対応してきた結果, 保護の世代間継承が顕著になったことは, 先行研究で明らかにされている。今日の, 特に都市部に集中した貧困層の拡大は, 同様の課題を抱えている。生活保護受給者が「働いていない状況」は, 「働く場がない状況」や, 「貧困が原因で教育を十分に受ける環境にはない状況」, さらには「失業期間が長くなり, 社会から排除された状況」など, 深刻な問題があると考えられる。「働いていない状況」は, 単に本人の問題とするのではなく, これら被保護者の置かれている状況をソーシャルワーク的視点に立った実践が福祉事務所に必要である。

生活保護受給者が自立するには, 将来の日本を支える若者の生き方, 働き方, それを支える雇用, 貧困に陥ってしまった者に対する企業の理解と就労のセーフティネットの確立, さらには補足的な失業扶助制度の構築等, 生活の安定化に向けたセーフティネットの構築など, 広い視野に立った制度施策をいかに構築していくかが, 我が国の喫緊の課題ではないだろうか。

##### 【主な参考文献】

- 1) 仲村優一(2002)『社会福祉著作集 第5巻 公的扶助論』旬報社
- 2) 道中 隆 (2010)『生活保護と日本型ワーキングプア』ミネルヴァ書房

## 適切な社会的支援に繋がらない要援護高齢者の 地域における支援のあり方

担当教官 鬼崎信好  
人間社会学研究科 社会福祉専攻  
1014004 古賀野成子

Key Words: 潜在化 社会的規範 繋がりの希薄化 地域のネットワーク 伴走機能

### はじめに (研究の背景)

戦後日本の社会・経済構造の変革は、近代化、工業化、都市化にともない、家族機能や地域を含む社会構造を根底から変え、家族や地域形態の変容は、必然的に高齢者を支える力を脆弱化させた。

1980年代以降、高齢者の介護について深刻な状況が社会問題化し、2000(平成12)年絶大な社会的要請のもとに介護保険制度が導入された。

一方、介護保険制度はできたものの、地域には、何らかの支援が必要であると判断されるのに、何ら支援を受けていない高齢者が存在している実態が浮上していた。接触困難というほどの激しい拒否から、自発的に支援を求めないという程度の幅はあるが、支援を拒否する人びとが存在する。これまでの介護保険制度の動向をみていると、介護費用の増大にともない制度の持続性を問う「財源論」に傾斜し、「適正化」「重点化」という切り下げが進んでいる。また軽度者を外すことも論議されている。介護保険制度が「自立支援」を掲げるものであるならば、重度化を防ぐために軽度者こそ支援が必要ではないか、また自ら支援を求めない人びとを放置することもできないと考えられた。

### I. 研究目的

- ①社会的支援が必要であると判断されるのに、支援に対して消極的・拒否的で支援に繋がっていない高齢者が存在することを確認する。
- ②支援を求められない高齢者の生活実態を顕在化する。
- ③長崎県の状況を知った上で、高齢者(単身または高齢者世帯)が「住み慣れた地域で自立して生きる」ためにどのような支援が必要かを考察する。

#### (1) 先行研究—困難分析事例

2つの先行研究を参考とした。

- ①「要援護高齢者の援助拒否・社会的孤立・潜在化問題に関する調査」報告書(立命館大学医療・福祉エンパワーメントプロジェクト 高齢者の援助拒否・孤立・潜在化問題研究会(2006))
  - ②『支援困難事例の分析調査 重複する生活課題と政策のかかわり』岡田朋子(2010)
- である。①はアンケート調査結果を比較検討した。②は支援困

難な人びとに対する支援のあり方について「伴走機能」の必要性が提示された。

### II. 調査方法

地域の高齢者の実態を最も把握し、働きかけを行っている地域包括支援センター専門職員対象の意識調査を郵送自記式アンケートにて行う。

#### ①調査名称

「適切な社会的支援に繋がらない要援護高齢者の実態と地域における支援のあり方に関する調査」

#### ②調査対象者

長崎県内42地域包括支援センターの主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師(看護師)

#### ③アンケート期間

2011年9月1日～2011年9月28日

#### ④対象期間

2011年4月1日～2011年7月31日  
(4か月間)

### III. アンケート調査の結果

①回答数:75名(回答率64.3%)

②回答者属性:

職種別;社会福祉士39%,保健師31%,  
主任ケアマネージャー27%

性別;女性77%,男性23%

年齢;40歳代31%,30歳代29%,50歳代24%,

経験年数;平均40ヶ月,60ヶ月台32%

### IV. 考察

#### (1) 生活の基礎部分で深刻な状態がある

①初回面接時「支援が必要」と判断され、対応に困った経験あり:75名中65名(80%),一人当たり約4件

②困った事例の困難な内容:

健康上の問題(食事管理不良,治療拒否,服薬管理不良),認知症・精神疾患(理解力不足,被害妄想),屋内・身体の衛生問題など,生活の基礎部分全般に渡り支障があった。この問題については,先行研究①と同様の結果で,深刻な状態があることがうかがえた。

**(2) 社会的支援が必要だが、支援を受けない人びとの存在は特異なことではない**

①初回面接時に明らかに「支援が必要」と判断されるにもかかわらず、本人または家族が拒否的・消極的に対応に困った事例の経験：75名中45名（60.0%）

②困った事例の困難さの内容：

本人の拒否、治療のすすめ、家族の拒否など、これも先行研究①とほぼ同様の結果を示した。また60%の回答者が経験しているということは、決して特異な事例ではなく少なからず存在するということが分かる。

**(3) 問題は顕在化したものだけではなく見えない社会的規範の影響が大きい**

支援に繋がらない困難事例の問題解決への取り組みについて、「顕在化した問題」の選択項目の外に見えない「社会的規範」に関わる4項目を加えた。この設問については先行研究①とは際立った相違をみせ、「顕在化した問題」よりはるかに高齢者を縛っている規範の強さが見て取れる。

**(4) 地域におけるネットワークの必要性**

自由回答欄に繰り返し記載されたのは、家族間、家族外との「繋がりの希薄化」「問題の重複」があり、対策としての地域におけるネットワーク構築である。先行研究①と相違するのは「民生委員への相談・通報」で、11.8%が50.8%と高くなっており、当時（2006年）より地域のネットワーク形成が進んでいることを示している。

**V. 適切な社会的支援を望まない高齢者について**

**(1) わが国の介護保険制度**

わが国の介護保険制度の理念と動向を検討した。同制度の理念は「介護の社会化」「自立支援」「当事者主体」「権利擁護」「自己決定」であり、基盤は地域である。

同制度の動向として、2005（平成17）年と2012（平成24）年の制度改定が大きい。増大する費用規模に対して、「適正化」「重点化」「自立支援」という言葉の切り下げが行われた。また地域包括ケアを担う「地域包括支援センター」が創設され、システム作りが行われることになった。

**(2) なぜ社会的支援に消極的か**

支援に対して消極的な高齢者についてなぜ訴えないかを考察した。問題を潜在化させる社会的背景として、社会的規範①高齢者の自己観：介護されることへの自己否定感、②家族介護がよいとする神話：社会構造的に男性稼ぎ主一女性ケア係とする役割分業が強化されてきた、③それまでの救済的介護政策により生まれたスティグマ、④認知症を抱える人の尊厳を無視してきた経験である。

ジェンダーの問題として上野千鶴子や春日キスヨ、深澤和子、岩田正美などの研究で多角的に語られている「ジェンダー」視

点より検討した。

現在の高齢者は戦前の教育を受け、その価値観を内在化し、社会構造を支える役割を果たすことで、まるで伝統であるかのように固定化してしまったと考えられた。

**(3) 長崎県の地域特性**

長崎県は離島を多く抱え、離島地区の高齢化率はすでに30%を超え、人口減少・少子化は全国を上回るペースで進んでいる。県民所得は全国でワースト4位、産業がなく若者は県外へ流出してしまうという地域である。

**VI. 今後の課題**

以下の3点をあげたい。

**(1) 情報交換・情報提供の必要性**

それぞれの機関が把握している情報を集約して共有すること。情報があれば動ける。多種の支援者が共有した情報をもとに分野横断的な支援を行い、またその後互いにフィードバックをする「場」を設けることである。

**(2) 行政のかかわり（縦割り行政の問題）**

行政へは指導・監督だけではなく、これまで持っている高齢者支援のノウハウの提供や、積極的に地域をバックアップするようにかかわって欲しいという期待がある。ただし、地域が動くにもある程度の公的制度の整備が必要で、縦割りだけでなく制度横断的な支援体制を可能にする統合的法制の検討が課題である。

**(3) 伴走機能**

岡田が提示した「相談機能に近接した伴走機能」である。「サービス利用のための『家族代わりとしての身の代手』とか『医療サービス、介護サービスを受けるためにはどうしても省けない手続き』など、現代の契約社会が求める契約関係の当事者となるため、自己責任を要求される社会のあり様への支援」が必要である。アンケート自由回答においても「伴走機能」と考えられる記述が多かった。しかし、現在の公的支援では拾えない内容である。今後はこの「伴走機能」の必要性を社会的に認知させること、これにかかる社会的コストをどう工面するかが課題である。

《アンケート調査については、さまざまに興味深い回答を寄せていただいたが、分析の力が及ばなかった。改めて分析を試みたいと考える。》

## 知的障がい者グループホーム・ケアホームと 地域住民との関係性における現状と課題

担当教官 門田光司

人間社会学研究科 社会福祉専攻

1014006 森山 麻衣子

Key words: GH・CH 地域住民 交流

### はじめに

ノーマライゼーションの理念の浸透やそれともなう地域移行を後押しする福祉施策によりグループホーム・ケアホーム(以下GH・CHと表記する)は、地域生活の具体化策としての期待が高まっている。

### I. 研究目的

#### 1. 研究対象について

知的障がい者福祉施策の展開、ノーマライゼーションの原理を概観し、知的障がい児・者が児童福祉における「保護処遇」の対象から共存する「そこに存在するただの人」に変わっていき、知的障がい者GH・CHの位置づけの必要性及び重要性が高まっている現状であると提示した。

#### 2. 研究の目的

先行研究を概観し、知的障がい者GH・CHと地域との関係性に焦点をあてた研究が数少ない現状であることを指摘した。一部の研究では、関係性について触れられているものの、GH・CHでの入居者の生活の質についての研究の一項目で地域との関係についても触れられているにすぎず、やはりそのことに焦点を当てた研究はほとんど見られないことをも指摘した。これらのことから、本研究は、知的障がい者を対象とするGH・CHと地域住民との関係性の現状と課題を明らかにし、そのあり方について私論を提示することを試みることを目的とする。

#### 3. 本研究での用語の使用について

本研究では自立支援法における「共同生活援助＝グループホーム」「共同生活介護＝ケアホーム」を区別することなく取り扱う。GH・CHに入居されている方を本研究では、GH・CH「住んでいる人」という意味を込め「入居者」と表記する。

### II. 研究の方法

#### 1. 研究方法について

研究方法としては、A法人が運営するGH・CH職員へのインタビュー調査を通して、地域住民との関係性における現状及び課題を明らかにすることにした。

#### 2. インタビュー対象

インタビュー調査は、障がい者の自立と社会参加の促進及び共生社会を目的とし、K市の全土に渡り知的障がい者中心とした障がい者福祉事業を展開しているA法人に協力を仰いだ。2011年5月下旬から9月中旬にかけて、K市のA法人の運営するGH・CHにおいて入居者に対し直接的な支援に携わる職員のうち、13名の方を対象に実施した。

#### 3. インタビュー方法

インタビューは、質問事項をあらかじめ用意しておき、それについて自由に回答してもらう半構造化インタビュー形式で行った。質問の中心は、GH・CHと地域住民との関係性についてである。

#### 4. データ収集方法及び分析方法

インタビュー内容を、関係性の現状、課題の意味がとれる最小単位の内容について、意味や内容を変えないように要約し、複数の類似性のあるものをカテゴリー化し、理論生成を行うことを示した。

#### 5. 倫理的配慮

倫理的配慮として、事前に書面及び口頭で説明を行い、同意が得られた場合のみインタビューを実施した。なお、論文に記載する際は、固有名詞を記号に変換し、個人が特定されないようにするなど、プライバシーの保護には細心の注意を払った。

### III. 研究結果

### 1. GH・CH と地域住民との関係性における現状

GH・CH の地域住民との交流の現状についてインタビュー内容を分析した結果、①〈自治会〉、②〈地域貢献〉、③〈地域行事〉、④〈挨拶〉、⑤〈会話〉、⑥〈地域住民による入居者の見守り〉の6つのカテゴリーが抽出された。これらをサブカテゴリーとし、このサブカテゴリーをさらに内容的に共通の概念で括れる複数のカテゴリーにまとめ、①～③は《人力》、④～⑥は《自然》というコアカテゴリーを抽出した。「人力」は、意図的に交流の場に向き参加した交流、「自然」は意図的でなく、挨拶など自然に交流に至ったものを指す。

現在の交流や地域住民との関係性に至る経緯及び、職員の取り組みについて焦点をあて分析した。結果、《交流の機会の確保》、《理解者の確保》というコアカテゴリーとが抽出された。《交流の機会の確保》を構成するサブカテゴリーとして、①〈地域行事〉、②〈ラジオ体操〉、③〈会話〉、④〈散歩〉、《理解者の確保》を構成するサブカテゴリーとして、⑤〈地域貢献〉、⑥〈紹介〉、⑦〈公共機関へのアプローチ〉、⑧〈代弁者の存在〉、⑨〈広報〉が抽出された。

GH・CH と地域住民との間におけるトラブルにおいて、《直接的》、《間接的》というコアカテゴリーと、5つのサブカテゴリーが抽出された。《直接的》を構成するサブカテゴリーとして、①〈入居者の行動〉、②〈入居者の発言〉が抽出された。《間接的》を構成するサブカテゴリーとして、③〈入居者の生活〉、④〈ホームへの偏見〉、⑤〈地域活動〉、⑥〈その他〉が抽出された。

### 2. GH・CH と地域住民との関係性における課題

インタビュー内容中のA法人GH・CH と地域住民との関係性における課題の部分を、カテゴリー別に分析し分類した。コアカテゴリーとし、《入居者の特性》、《地域の特性》、《その他》が抽出された。《入居者の特性》のサブカテゴリーとして、①〈高齢化〉、②〈変化への対応の苦手さ〉、③〈コミュニケーションの苦手さ〉が抽出され、《地域の特性》のサブカテゴリーとしては、④周知不足、⑤知的障がい者に対する偏見、⑥集合住宅、⑦公共施設の少なさが抽出された。また、《その他》のサブカテゴリーとしては、⑧〈業務負担〉、⑨〈情報の少なさ〉が抽出された。

### 3. 考察

交流の現状としては、人力により意図的に始まる交流と意図的ではなく自然に始まる交流があることが明らかになった。地域との地域住民との関係性におけるトラブルについては、対人間による直接的トラブルと対人間ではなく、間接的に入居者及び職員の言動により起きたトラブルがあることが明らか

かになった。また、GH・CH は本来関係なく、入居者及び職員の言動ではなく、地域住民の偏見によるトラブルもあることも明らかになった。

これらを踏まえ職員の視点からの課題点としては、入居者の特性における課題と地域の特性における課題があることが明らかになった。入居者の特性における課題とは、変化への対応の苦手さなど知的障がい者特有の特性、並びに高齢化など知的障がいの有無に関わらない共通の課題点等を含むものである。地域の特性における課題とは、知的障がい者に対する偏見など知的障がい者GH・CH 特有の課題点並びに地域住民間の人間関係の希薄さなどGH・CH であることに関わらない課題を含むものである。

### IV. GH・CH と地域住民との関係性における展望

#### 1. GH・CH と地域住民との関係性における課題

GH・CH と地域住民との関係性における課題点として、①個人々人の関係構築に頼っている、②知的障がい者に対する地域住民の偏見、③支援者の人員不足、④人間関係の希薄化の4点を提示した。

#### 2. GH・CH における地域住民との関係構築に向けた取り組みの提言

知的障がい者GH・CH と地域住民との関係構築に向けた取り組みについて私論を提示することを試みた。①トラブルをチャンスに変える視点、②単発的交流だけに留まらない継続的な交流を試みる、③計画的、組織的取り組みをつくる、④長所を活かした関わり、⑤知的障がい者及びGH・CH 自体の理解の獲得の5点を提示した。

#### おわりに

本研究の今後残された課題としては、次の3点が考えられる。①風土や習慣、事業理念の異なる複数の市や法人も調査対象と含め検討を進めて行く必要がある。②職員だけでなくGH・CH に関わるその他のキーパーソンである世話人、入居者並びに地域住民をも対象に含み調査を実施する必要がある。③交流の現状を把握するために、質的研究と合わせ、量的研究を実施する必要がある。本研究は、以上のことを今後の研究課題としたい。また、本研究は、知的障がい者のGH・CH と地域住民との関係性の現状と課題を明らかにし、そのあり方について私論を提示することを試みるものであったが、良好な関係構築に向けた取り組みの提言に留まり、そのあり方についてまでは、言及することはできなかった。そのことも今後の研究課題としていきたい。

Maiko Moriyama

## 介護保険制度下におけるグループホームの役割と機能

担当教官 鬼崎信好

人間社会学研究科 社会福祉専攻

1014007 渡辺 暁

Key words : 介護保険制度, 認知症高齢者グループホーム, パーソン・センタード・ケア

### 1. 研究目的

本研究の主題は、認知症高齢者グループホーム（以下グループホームと記述）の役割と機能の検証である。2000（平成12）年に、介護保険の指定居宅サービスのひとつに位置づけられたグループホームの一部は、認知症の人に時間をかけて日々の関わりや自己決定の支援を通じた実践を積み重ねてきた。グループホームを敬遠していた地域の声にもひるまずに取り組み続けてきた実績は、利用者と地域、グループホームと地域との交流を拡大しながら、地域社会の意識にも変化をもたらしたことが報告されている。今こそ、グループホームは認知症の人の「その人らしさ」を支え、地域社会に貢献するために存在する施設であるということを示していく必要がある。そのためにも、これまでのグループホームの日々の実践で積み重ねてきた取り組みを検証し、その役割や機能を明確にしていくことが必要である。しかしながら、グループホームの果たす役割や機能に関する認識は必ずしも統一されておらず、そのため提供しているサービスは管理職の考え方によって大きく異なっているという指摘がなされている。そこで、本研究では、実施した福岡県内の認知症高齢者グループホームの管理的な立場にある職員を対象にしたケア意識調査を基に、①その実態を把握し、②「その人らしさ」を尊重したパーソン・センタード・ケアの観点に立つグループホームの役割や機能を探り、③一定の方向性を示すことを目的とする。

### 2. 研究方法

福岡県内のグループホームの事業所の管理職1名を対象に2011年10月から11月にかけて、質問紙によるアンケート調査（グループホームにおけるケア意識調査）を実施した。管理職のケア意識の実態を確認し、次に事業所の取り組みとして①共用型認知症デイとショートステイ、②重

度化対応と終末期支援、③在宅復帰、④地域との関わり、⑤成年後見制度の活用状況に関して回答をもとめ、その結果の調査の分析を行った。

### 3. 調査結果及び分析

調査回収結果は、回収率49.7%（回収数159枚/送付数320枚）であった。

①共用型認知症デイおよびショートステイの実施状況を見ると、共用型認知症デイの実施は5.7%、ショートステイの実施率は14.5%といずれも低く、消極的な状況に留まっている。ショートステイをどのような方法で実施しているのかを確認したところ、「空室を利用している」が9割を占めており、提供できる期間は極めて限定的であることが分かる。また、ショートステイの活用価値が高い、「家族休養や緊急時対応のためのスポット的な利用」は、提供している事業所の、さらに1割弱でしか取り組めていないことが確認できる。ただし、利用者の紹介者は地域の介護支援専門員が中心となっており、複数回答で共用型認知症デイが66.7%、ショートステイが68.2%となっていることから、地域のニーズにグループホームは対応しつつある状況も確認できる。

②重度化対応・終末期の支援（看取り）の有無について確認したところ、「ある」が41.1%となっている。法人種別で重度化対応や終末期の支援をみると、特に株式会社や有限会社における割合が高い。とはいえ、特に社会福祉法人や医療法人が、利用者を併設の施設や医療機関に移動させている可能性のある状況を考えると、終末期までを支える継続的な支援が、実現しているとはいえない。

③在宅復帰の可能性のある利用者について、復帰支援の取り組み意向を確認したところ、「どちらともいえない」が61.8%と最も高くなっている。一方、「大いに積極的」（10.2%）、「まあ積極的」（21.7%）を合わせても31.9%と

未だ在宅復帰に向けた取り組みについては、消極的である域を出ない。

④地域との関わりについては、グループホームが地域住民などに対する認知症の啓発活動や相談援助などの取り組みを4割程度の事業所が実施し、地域密着型サービスとしての機能を発揮し始めていることが確認された。一方、多機能化と地域展開することについて積極的な回答は3割程度であり、グループホームは、地域全体の福祉に貢献すべきサービスであるとの管理職の認識は低いといえる。

⑤成年後見制度の利用に関しては、64.6%の事業所に後見人のいる利用者が一人もいない。本調査では、すべての事業所の管理職が成年後見制度を知っており、74.2%の事業所の管理職が成年後見制度は必要とときに機能すると感じているにもかかわらず、利用は少ない。必要とする人にとって使いやすいものとするべく、グループホームにおいても、制度運用の見直しを進めていくことが重要である。

#### 4. 多機能化するグループホーム

利用者ニーズに対応する多機能化は、就労支援、家庭支援、特別な外出支援や在宅復帰支援等、多岐に渡る。地域ニーズに対応する多機能化では、認知症ケアの相談拠点化、啓発活動の推進などの活動が、グループホームの一部では始まっている。本調査の「多機能化や柔軟な支援として事業所が独自に取り組んでいること」に関する自由記述をみると、地域の老人会や清掃行事への参加、職場体験学習、認知症高齢者支え合いネットワーク活動、地域に向けての認知症に関する勉強会、他の社会福祉施設との交流等の活動が確認できる。これらの活動に代表されるように、専門職と地域住民が一緒になって認知症の人を支え、地域の活力を高めていく展開が必要である。

#### 5. 今後の課題

調査結果を踏まえながら、多機能化していくグループホームの課題の中でも、①在宅サービスとしての機能の課題、②コミュニティの拠点としての課題、③重度化対応と終末期支援の課題について検討した。

(1) 在宅復帰支援を実現していく上で重要となるのは、入居前の在宅介護の困難さから、傷ついた利用者と家族の

関係を修復することである。認知症の理解を促すための家族支援や学習の機会づくりを実施し、認知症ケアへの理解を深めることにより関わり方次第で、本人の安定した状態を保つことの可能性を家族は知る。また、短期利用や通所機能を活用し、認知症の人とともに本人を支える家族を支援することにより、在宅生活の継続が図れる。

(2) グループホームにおいて、認知症の人が望む暮らしを支えていくには、福祉や医療ケアの専門職だけでは不十分である。専門職と地域住民が、一緒になって支えていくコミュニティの拠点としての機能を有することがパーソン・センタード・ケアでは重要である。また、そうした場面でグループホームが認知症ケアの専門性を発揮し、地域のニーズに対応する柔軟な支援を提供していくことは、地域密着型サービスとしての使命を果たしていくことにもつながっていく。

(3) グループホームが積極的に終末期支援に取り組んでいくためには、医療との連携やスタッフ教育など、事業所として超えていかねばならない課題がある。利用者や家族が終末期の支援を望む時、それに応えられるグループホームであることが重要であり、そのために、認知症の人の終末期にグループホームが出来る事は何か、あるいは、グループホームだからこそ出来ることは何かを改めて検討しておく必要がある。

#### 6. おわりに

本研究のなかで、役割や機能の拡充を進めようとする事業所と、足踏み状態の事業所との差が開き、二極化しているという傾向が確認できた。このような現状を踏まえると、グループホームが介護保険制度のサービス形態のひとつとして、利用者のその人らしさを支えるために、どのような役割を担っていけばよいのかの方向性を、一致させておくことが肝要である。そのためには、まず、ケア提供者は決して一方通行でのケアを提供してはならず、認知症高齢者との相互作用を十分にケアに活かす必要があるというパーソン・センタード・ケアの視点に立った、役割と機能の拡充が支援の根幹をなすとの認識を、管理職が深めていく必要があると考える。

(WATANABE Satoshi)

# ネガティブな情報の自己呈示と、不幸・不運に対する価値意識、 自己中心的な世界観との関連

1015008 大神瑞穂

keyword: 自己呈示、自己中心的世界観、インターネット

## 目的

本研究では、自己中心的な世界観と現実との不一致を解消するための方略として、ネガティブな情報の自己呈示が行われることを検証する。

インターネット上には、自分の精神障害や日常での生きづらさを訴える個人的なサイトが多数みられる。これらのサイトには、診断名や治療歴、症状などがとても詳しく記されている。治療機関を利用していない人であっても自己診断に基づいて細かく書かれていることが多く、その病名が欲しいのではないかと思わせる。このような自らの病気を主張するような現象は、現在インターネット上に限らず、日常生活の中でもみられるようになったと言われる。たとえば、近年本当のうつ病とはいえない、いわば「ウツもどき」の症状を訴える人が多いことや(植木,2010)、自分の置かれている不本意な状況を説明し、そこから解放されるために「うつ病」というキーワードが用いられていること(香山,2008)が指摘されている。

このような自己の悲劇性を強調したネガティブな情報の自己呈示は、自己中心的世界観を維持するために行われているのではないかと考えられる。自己中心的世界観と現実の世界は一致することが少なく、「自分は上手くやれるはずだ」「周囲から認められるはずだ」といった自己中心的な欲求が十分に満たされることはない。このとき現実に即した世界観の修正を受け入れられないと、現実の世界に対する不満や怒り、失望が生じる。そこで自己中心的世界観を維持するための一つの方略として「困難や苦勞に立ち向かう自分」「悲劇の主人公である自分」といった新たな自分の位置づけを作り上げるという方法がある。社会には「不幸・不運に対する社会的な価値がある」という信念が存在する。そのため、自分をこのように位置づけることは、自己中心的世界観と現実とを一致させることを可能にする。

そこで、自分の困難やそれに対する格闘、悲劇性を人々に認知させるために、自分是不運・不幸であるというネガティブな情報の自己呈示が行われると推察される。

以上を踏まえ、本研究では自己中心的世界観とネガティブな情報の自己呈示の関連について質問紙調査を実施する。

## 方法

**調査対象者および調査時期** 大学生 239名を対象に、2011年6月下旬から7月上旬に調査を実施した。

**調査方法** 質問紙調査を実施した。質問紙は講義時間を利用し配布、その場で回答を求め回収した。調査は無記名で実施し、事前に調査の趣旨および倫理的配慮について説明合意を得た。

**質問紙の構成** 質問紙は①不幸・不運価値観に関する質問 12項目、②心配・注目欲求に関する質問 12項目、③英雄感に関する質問 12項目、④ネガティブ自己呈示に関する質問 17項目、⑤自己中心的世界観に関する質問 20項目、⑥不幸・不運信念に関する質問 14項目から成り、5件法で回答を求めた。⑦ネガティブな自己呈示を行う手段に関する質問として、「1. ブログ・mixi・ツイッターなどを使い、身近な友人に向けて書き込んだり、つぶやいたりする。」「2. ブログ・mixi・ツイッターなどを使い、自分が誰なのかを明かさずに書き込んだり、つぶやいたりする。」「3. メールや手紙で伝える。」「4. 掲示板に書き込む。」「5. 電話で話す。」「6. 自分だけが見る日記やノートに書く。」「7. 対面で話す。」「8. その他の方法で伝える。」「9. 誰かに話したり、書いたりはしない。」の9項目を作成し、あてはまる項目すべてを選択するよう求めた。

## 結果と考察

### 尺度構成

不幸・不運価値観に関する質問、心配・注目欲求に関する質問、英雄感に関する質問、ネガティブ自己呈示に関する質問、自己中心的世界観に関する質問、不幸・不運信念に関する質問について、それぞれの評定値を用い全てを加算したものをそれぞれの合成得点とした。合成得点の信頼性を検討する際、高い内的整合性を得るために他の項目との関連が低い項目を除外し、 $\alpha$ 係数が.08以上になるようにした。なお、全ての項目において、「1. 全くあてはまらない」「1. 全くしない」を1点、「5. かなりあてはまる」「5. いつもする」を5点、逆転項目では「1. 全くあてはまらない」「1. 全くしない」を5点、「5. かなりあてはまる」「5. いつもする」を1点として尺度構成を行った。

### ネガティブな情報の自己呈示と他の要因との関連

不幸不運価値観、心配・注目欲求、英雄感、ネガティブ自己呈示、自己中心的世界観、不幸・不運信念の関係を検討す

るために、探索的に因果モデルを作成し、共分散構造分析を行った。分析の際、母数の推定方法には最尤法を用いた。また、有意確率5%以上のパスを削除してモデルを修正した。最終的に図1に示したモデルが得られた。モデルの適合度は、CFI=.985、AIC=39.059、RMSEA=.053であった。

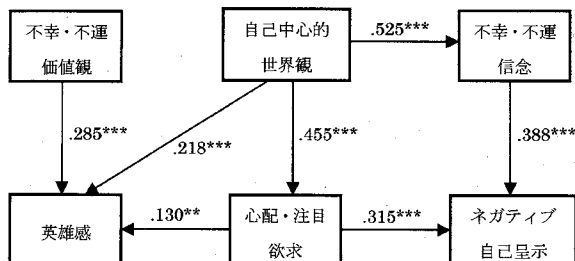


図1 自己中心的世界観と他の変数との共分散構造分析の結果

「自己中心的世界観」は「不幸・不運信念」(.525,  $p < .001$ )、「心配・注目欲求」(.455,  $p < .001$ )へ正の影響を示していた。また、「ネガティブ自己呈示」は「心配・注目欲求」(.315,  $p < .001$ )及び、「不幸・不運信念」(.388,  $p < .001$ )から正の影響を受けていた。この結果から、自己中心的世界観を守りながら、現実との不一致を解消するために、自分は不幸である、不運であると信じ、人から心配や注目をされる存在になるという方略が用いられているとみることができる。自分はもとから不幸なのだ、と考えることで上手くいかない原因を自分の力ではどうしようもない運や境遇という外的なものに帰属することができる。そのため、自己中心的世界観を脅かされることなく、上手くいかない状況を合理化することができる。以上のような不幸・不運信念を確信し、心配・注目欲求を満たすために、周囲に対しネガティブな情報の自己呈示を行うと予測される。

一方で、「自己中心的世界観」は、「英雄感」(.218,  $p < .001$ )にも正の影響を示していた。これは、「上手くいかないのは課題が困難だからであり、自分はそれに立ち向かっているのだ」と考えることで、自己中心的世界観を壊すことなく、現実との不一致を解消するためであると考えられる。「英雄感」は、さらに「心配・注目欲求」(.130,  $p < .01$ )と「不幸・不運価値観」(.285,  $p < .001$ )から、正の影響を受けていた。「周囲の人達や環境のせいで上手くいかないが、それでも努力している」と捉えることで、自分は立派な人間であり、周囲から注目されるに値すると感じることで、英雄感を高めていると考えられる。また、素晴らしい人生には苦労が付き物だと感じたり、苦労をすることで人は成長するという価値観を持っていることが、物事を上手くこなせなかった際に、「これは試練であり、この経験は自分の価値をあげるものだ」と捉えることを促進すると考えられる。

### ネガティブな情報の自己呈示を行う手段と他の変数との関係

ネガティブな自己呈示を行う手段に関する質問について、各手段を用いる群と用いない群に分け、他の変数の得点を比較した。その結果、メールや手紙で伝える群は、伝えない群より ( $t(214)=2.12, p < .05$ )、対面で話す群は、話さない群より ( $t(214)=4.07, p < .01$ )ネガティブな自己呈示を行うことが示唆された。メールや手紙、対面でネガティブな情報の自己呈示をすることは、自分が伝えたい相手へ確実に伝えられるという点で共通している。インターネットを介して伝える場合、自分の意図する相手を書き込みを見なかったり、否定的な意見をフィードバックされたりする恐れがある。そのため、話し手自ら聞き手を選ぶ方法でネガティブな自己呈示を行うと予測される。同様に、聞き手を選ぶ方法に電話があるが、電話で伝える群と伝えない群のあいだでは、有意な差は示されなかった。これは、電話の場合、相手の時間を不用意に拘束し、迷惑を掛ける懸念がある。また、すぐにフィードバックが返ってくることを期待して電話を掛けても、相手の都合で繋がらず、期待を裏切られる可能性があるためと考えられる。

対面で話す群は、話さない群より周囲の人から心配されたい、注目されたいという気持ちが強いことが示された ( $t(214)=3.47, p < .05$ )。自分に注目してほしい、心配してほしいという気持ちが強いため、話し手、聞き手双方の反応がよりダイレクトに伝わる手段を用いてネガティブな自己呈示を行うと考えられる。

### 今後の展望

自己中心的世界観は誰もが持っているものであり、それを現実に即した形に修正することが必要である。物事が上手くいかないときに、環境や運命だけのせいにして、自己の不幸、不運を嘆いているだけでは問題解決の遅延に繋がり、現実に対して不適応が生じる可能性がある。こうした不適応については、周囲の人への配慮もしながら、自分の要求を述べ、実現してゆくアサーティブな姿勢を身につけることが役立つかもしれない。

また、自己中心的世界観を維持するためにネガティブな自己呈示を行うことは、植木 (2010) や香山 (2008) が指摘する、新しいタイプの抑うつ症状を訴える心理と類似している。本研究で得られた自己中心的世界観とネガティブな自己呈示との関連は、これらの新しいタイプの抑うつ症状を理解するための一助となると考えられる。しかし、本研究では、ネガティブな自己呈示を行うことと精神的健康との関連は検討されていない。実際にネガティブな自己呈示をしている人の精神的な健康度を調べることで、新しいタイプの抑うつ症状について、さらに理解が深められるであろう。

(OGAMI, Mizuho)

# 視覚探索課題における、視線定位と瞬目活動との関連

1015009 鎌倉 摩伊子 (福田研究室)

Key words: 視覚探索課題、瞬目、反応時間

## 目的

視覚探索課題とは、複数の妨害刺激の中からターゲットを見つける課題で、1種類の特徴の違いを見つける特徴探索課題 (Pop Out 課題) と、2種類以上の特徴の違いの中からターゲットを見つける結合探索課題がある。特徴探索ではターゲットがポップアウトし、妨害刺激の数が増えても探索に要する時間は増加しないが、結合探索では妨害刺激の数の増加とともに探索の時間も増えていく (Treisman & Gelade, 1980)。

瞬目は認知処理の終了と同期しやすいので (Fukuda & Matsunaga, 1983)、視覚探索課題において、ターゲット発見に同期して発生しやすいと予想される。しかしターゲットが2つある場合は、処理が連続するため、1個目のターゲットを発見しても瞬目は発生せず、2個目のターゲット発見後、瞬目が発生すると予想される。

以上のことから実験Ⅰでは、特徴探索課題と結合探索課題における反応時間と、瞬目発生について検討を行った。さらに、ターゲット以外にポップアウトした妨害刺激があるとき、その妨害刺激へ目がそれ、反応時間は遅れ、妨害刺激に対しても瞬目が起こると予想される。このことから、実験Ⅱでは、ポップアウトする妨害刺激を呈示し、そのときの反応時間と瞬目の発生について検討を行った。

## — 実験Ⅰ —

### 視覚探索課題における視線定位と瞬目活動の関係

視覚探索課題において、探索中、ターゲットに視線が定位したとき、定位したあとに、瞬目がどのように起こるかを検討した。また、瞬目と情報処理の終了との関連を見るために、ターゲットが1つの条件と、ターゲットが2つの条件を用いて、ターゲットを1つ見つけても探索が続く条件を作った。

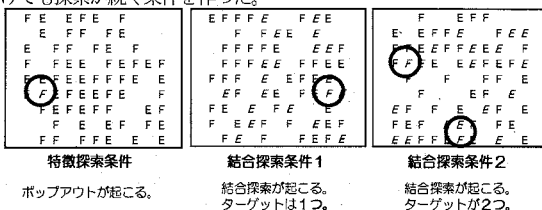


図1 3条件における提示刺激例 ○はターゲット

実験方法：参加者は8名。刺激は SuperLab4.0 を用いて提示され、①特徴探索条件は、70個前後のFの中にイタリック体のFが1個、②結合探索条件1は、70個前後のF・E・Eの中にイタリック体のFが1個、③結合探索条件2は、70個前後のF・E・Eの中にイタリック体のFが2個提示された (図1)。

なお分析の際、結合探索2個は、1つ目のターゲットを発見したときを結合探索2-1、2つ目を発見したときを結合探索2-2とした。

## 結果

(1)反応時間：ターゲットなしで長かった。またターゲットの有無に関わらず、特徴探索条件で最も短く、結合探索条件1で最も長かつ

た(ターゲットあり  $F(3, 21) = 24.32, p < .01$ )、(ターゲットなし  $F(2, 14) = 44.60, p < .01$ )。

表1 実験Ⅰの反応時間 (msec) ( )はSD

ターゲット	特徴探索	結合探索1	結合探索2-1	結合探索2-2
あり	811 (155)	3930 (1138)	2336 (333)	3396 (914)
なし	2040 (846)	10014 (2569)		7037 (1663)

(2)ターゲットへの視線定位からのボタン押しまでの潜時：ターゲットに視線が定位してからボタンを押すまでの時間を検討したところ、特徴探索と結合探索2-2が短かった ( $F(3, 21) = 8.68, p < .01$ )。

表2 ターゲットへの視線定位からのボタン押し潜時 (msec) ( )はSD

特徴探索	結合探索1	結合探索1-2	結合探索2-2
238(79)	423(60)	434 (137)	321 (101)

(3)ターゲットへの視線定位を起点とした瞬目時間分布：ターゲットに視線定位後、瞬目が生じ、ターゲットが2つある場合には、1つ目のターゲットに視線が定位しても瞬目が抑制されることがわかった (図2)。

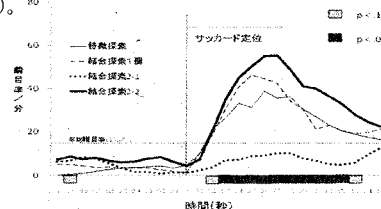


図2 ターゲットへの視線定位に伴う瞬目時間分布

以上の結果から、(1)探索時間はターゲットなしが長く、ターゲットの有無に関わらず特徴探索が短く、結合探索条件1が最も長い、(2)発見からボタン押しまで、特徴探索と結合探索2-2で短い、(3)ターゲット発見後に瞬目が起こるが、探索が続いているときは瞬目は抑制されることが明らかとなった。

## — 実験Ⅱ —

### 視覚探索課題中における、ポップアウト妨害刺激呈示時の視線定位と瞬目活動の関連

実験Ⅰで、視覚探索課題中はターゲットへの視線定位とともに瞬目が発生するが、探索が継続しているときにはターゲットに視線が定位しても瞬目は抑制されることが示された。このことは、一時的に処理が終了しても瞬目は発生しにくいことを意味している。日常生活で起こる視覚探索はこの2つに限らない。例えば、物を探しているときに、ついポップアウトする刺激に目を奪われることもある。このとき私たちはその刺激に「目を引っ張られる」が、すぐに「目をそらす」ことで次の刺激を探索することを始める。このことからポップアウト妨害刺激に対して注意が引っ張られたとき、「目をそらす」という処理が加わり、探索中でも瞬目が起こる可能性がある。このことをさらに確かめるために実験Ⅱを行った。

実験方法：参加者は8名。条件は実験Ⅰと同じく、①特徴探索条件、②結合探索条件1、③結合探索条件2であったが、各条件のう

ち刺激の半分で赤色の F という 1 個のポップアウト妨害刺激が連続して提示された (図 3)。



図3 提示刺激例 ○はターゲット ☆はポップアウト妨害刺激

結果

(1)反応時間:ターゲットあり条件では、ポップアウト妨害刺激の効果は見られなかったが( $F(1, 7) < 1$ )、ターゲットなし条件でのポップアウト妨害刺激の効果が見られた( $F(1, 7) = 7.23 p < .05$ )。

表3 ポップアウト妨害刺激による反応時間(msec) ( )はSD

	ターゲットあり			
	特徴探索	結合探索1	結合探索2-1	結合探索2-2
ポップ妨害なし	818 (213)	3695 (1155)	1940 (464)	3013 (1166)
ポップ妨害あり	919 (184)	3818(1419)	1975 (468)	2738(1264)

	ターゲットなし		
	特徴探索	結合探索1	結合探索2
ポップ妨害なし	2416 (1162)	10071 (3706)	7480(2479)
ポップ妨害あり	2567 (1407)	10932(3886)	8636(3858)

(2)ターゲットへの視線定位からのボタン押しまでの潜時:ターゲット発見からボタン押しまでの時間は特徴探索条件が最も短かった ( $F(3, 21) = 7.12 p < .01$ ) (表 4)。

表4 ターゲットへの視線定位からのボタン押し潜時 (msec) ( )はSD

特徴探索	結合探索1	結合探索2-1	結合探索2-2
243(121)	395(110)	396 (34)	318 (36)

(3)ポップアウト妨害刺激への視線定位を起点とした瞬目時間分布:ポップアウト妨害刺激へ視線が定位したときを起点とした瞬目時間分布について検討したところ、特徴探索条件において、1.0~1.1secで有意に高いピークがみられた ( $F(2, 14) = 6.68 p < .01$ )。

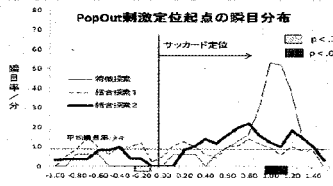


図4 ポップアウト妨害刺激定位起点の瞬目時間分布

(4)ターゲットへの視線定位を起点とした瞬目時間分布:各条件での、ポップアウト妨害刺激あり・なし条件の違いを検討したところ、ポップアウト妨害刺激の有無では差が見られず、時間のみの主効果がみられた ( $F(25, 175) = 3.26 p < .01$ ) が、結合探索2-1では、時間の主効果もみられなかった ( $F(25, 175) < 1$ )。

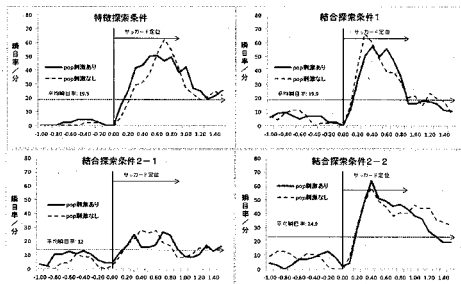


図5 ターゲット定位を起点とした瞬目時間分布

以上の結果から、(1)ターゲットの探索時間は、特徴探索条件と結合探索条件1でポップアウト妨害刺激に注意がそれ、長くなる、(2)ターゲットへの視線定位からボタン押しまでの時間は特徴探索で短い、(3)ポップアウト妨害刺激に対しては特徴探索条件で定位後1.0~1.1sec後に瞬目が起こる、(4)ポップアウト妨害刺激の有無では、瞬目時間分布は変わらない。結合探索2-1では、実験Iと同様にターゲットに視線が定位しても瞬目率の変化がない、ことが示された。

総合考察

反応時間:特徴探索で最も短く、次に結合探索2-1、結合探索2-2となり、結合探索1が最も長かった。結合探索1と2では、ターゲットが1個か2個あることを除けば、刺激配列は変わらなかった。反応時間に違いが見られたのは、探索方略の違いによるものと考えられる。すなわち、結合探索2では結合探索1条件の半分の面積を探索すればよいため、参加者は刺激の探索範囲を半分に区切り、その範囲内で探索している可能性がある。しかし、ターゲットがない場合においても反応時間は結合探索条件が短かった。ここでは、参加者の探索方略が異なり、広い周辺視野を用いて探索している可能性が示唆された。

ターゲットへの視線定位からのボタン押しまでの潜時:ターゲットへの視線定位からボタン押しまで約350msecであった。これはターゲットへの視線定位から行動まで約350msec程度かかることを示している。また、特徴探索でボタン押し潜時が短かったのは、探索行動からボタン押し行動に至るまで、特徴探索と結合探索では認知過程が異なる可能性がある。

ターゲットへの視線定位からの瞬目時間分布:瞬目は、探索中は抑制され、ターゲット発見とともに頻発することが示された。しかし探索が続いているときは起きなかった。またポップアウト妨害刺激への視線定位後、特徴探索で瞬目頻発が起こっているが、反応時間から、これはターゲットへの視線定位後の瞬目頻発と考えられる。したがって、ポップアウト妨害刺激への定位後は瞬目頻発が起こらないといえ、「目をそらす」情報処理の増加によって瞬目が頻発するという仮説は棄却された。

今後の展望

本研究では、瞬目は情報処理の完全な終了との関連があることが示された。情報処理の終了を捉えるための、非侵襲的なツールとなり得ることがある可能性を示したといえる。

また、本研究から、注意がそれでも情報処理は終了せず続くことが示されたため、今後は「注意」に障害を持つ人々への研究を行い、「注意」の障害がどのようなものかを検討することで臨床にも役立つ知見になるだろうと考えられる。

## 在日コリアン青年の名のり行動形成に伴う心理的プロセス

1016010 権静香

Key words: 在日コリアン、名のり、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ

### I. 問題と目的

在日コリアンは通常「本名(=韓国・朝鮮名)」と「通名(=日本名)」の2種類の名前を持っており、様々な対人場面において本名と通名を使い分けながら社会に適応していると考えられる。特に「個人の民族的アイデンティティの変容やシフトが起こりやすい層」(平・川本・慎・中村, 1995)。である在日コリアン青年層では、そうした変容が名前の使い方にも影響するのではないかと考えられる。在日外国人の名のりが彼らの民族的アイデンティティを色濃く反映することはこれまでも幾度か指摘されてきた(平ほか, 1995; 竹尾、矢吹, 2006)。竹尾他(2006)によると、在日外国人の名のりには6つの関連要因(「出身文化の名前への愛着・思い入れ」「家族関係(重要他者)」「利便性1/受け入れ社会における外国名の受容度」「利便性2/名前の形態(音韻形態・文字形態)の受け入れ社会での受容度」「受け入れ社会での流行」「国籍(帰化の有無)」)があり、それらは個人的要因と社会的要因に分類され、名のり行動が個人の心理的傾斜と社会的制約のせめぎ合いの中で成り立つことが示唆されている。状況によって本名と通名を使い分けることで社会に適応しようとするならば、時には本名を名乗ることへの躊躇いや社会的な制約から個人の意志に反して通名を名乗ることもあるかもしれない。朴(2008)は「通名使用により自動的にうそをついているような状況になっていることが嫌だった」と語っている。在日コリアンの名のりには本来の自分の意思とは異なる名乗り行動によって心理的な葛藤が生じる可能性が考えられる。

竹尾他(2006)の研究では本人の名前の使い方を「名のり」としている。本研究でも本人の名前(本名と通名)の使い方を「名のり」とし、在日コリアン青年層を対象として名前の使い方についてインタビュー調査を行い、在日コリアン青年にはどのような名のり行動のパターンが存在するのかについて明らかにし、名前の使い分けを行う状況やそこで生じる感情、特に名のり行動によって生じる心理的葛藤の有無を明らかにすることを目的とする。

### II. 方法

#### 1. 調査対象者

20~24歳の在日コリアン青年11名で、調査者の友人・知人、またその紹介で、本研究の趣旨に同意が得られたものを対象とした。調査にあたっては同意書を作成し、プライバシーの保護や協力は任意であること、データの取り扱いなどについて説明を行った。また、調査対象者No.1は著者自身であり、調査を開始するにあたって当事者として自分自身の考えを整理し明確にするために最初の分析対象者とした。その際のインタビューは指導教官が担当した。

#### 2. データ収集方法

一人当たり60分程度で半構造化面接を行った。主な質問項目は「名前を使い分けたエピソード」「なぜ名前を使い分けるのか」「名前を名乗る(名乗った)ときの感情」「本名と通名どちらをメインで生活しているか、また今後生活していくのか」「国籍に対する考え」「名前や国籍に対する家族の考え」であり、これらについて対象者に自由に語ってもらい、必要に応じて質問をしてさらに詳しく語ってもらった。

インタビュー調査は2011年4月から11月である。インタビューにかかった時間は最長で77分45秒、最短で30分21秒、平均で48分20秒であった。

#### 3. データ分析方法

データの分析には修正版グラウンデッドセオリー・アプローチを採用する。分析では、インタビューデータを逐語化し、分析テーマと関連する箇所注目して分析ワークシートを作成しながら概念の生成を行った。

### III. 結果

在日コリアン青年の名のり行動形成のプロセスについて検討するために、分析の結果、最終的に30概念、8カテゴリーが生成された。

カテゴリーを<>、サブカテゴリーを\_\_\_\_、概念名を【 】で示す。

在日コリアンの名のり<行動>には、<経験><イメージ><重要他者の意識><環境・制度の影響><意識><名のりに伴う感情><名のり行動における葛藤>の7つの要因が関連していた。実際の名のりの<経験>や母国に対する<イメージ>が個人の<名のりに伴う感情>や名前に関する<意識>に影響を及ぼし、その<名のりに伴う感情>や<意識>から名のり<行動>が形成されると考えられる。<経験>には名のりに関するポジティブな経験とネガティブな経験という2つのサブカテゴリーが含まれた。名のり行動へのプロセスは<名のりに伴う感情>から<行動>へと影響を及ぼすものあれば、<意識>から<行動>に影響するものもある。また、個人の名前に関する<意識>には学校・教育や身分証明書などの<環境・制度の影響>や<重要他者の意識>が関連しており、<重要他者の意識>は個人の<イメージ>の形成にも影響していると考えられる。

<名のり行動における葛藤>については、葛藤を示した人と示さなかった人がいることが明らかとなり、葛藤を示したパターンには、ポジティブな感情とネガティブな感情との間で葛藤を示したものと、<重要他者の意識>と自分の<意識>との間で葛藤を示したものの2つのパターンが見られた。全体のプロセスの結果を図1に示す。

### IV. 考察

在日コリアンの名のり行動は、実際の名のりの<経験>や母国に対する<イメージ>が個人の<名のりに伴う感情>や名前に関する<意識>に影響を及ぼし、その<名のりに伴う感情>や<意識>から名のり<行動>が形成されると考えられる。<経験>には名のりに関するポジティブな経験とネガティブな経験があり、ポジティブな経験は<名のりに伴う感情>におけるポジティブな感情に関連し、ネガティブな経験はネガティブな感情と関連していると思われる。宣(2001)は、在日コリアンが自然に本名を名乗るためには、先生や友人に韓国語で名前を呼ばれ、また自らも韓国語で名のりを経験が不可欠である、と述べており、本名を名のり、周囲にも受け入れられる<経験>が本名へのポジティブな感情に関連すると考えられる。また、個人のなかでポジティブな経験とネガティブな経験の両方が存在し、それによって、名のりに伴うポジティブな感情とネガティブな感情の両方が生じている場合、<名のり

行動における葛藤>が生じる可能性がある。本名を名のることによるネガティブな経験から本名に対するネガティブな感情が生じると、本名に対するポジティブな感情とせめぎ合いが生じ、葛藤が生じると考えられる。また、<重要他者の意識>が通名使用を促すものであり、本人の<意識>は本名を名のものとするものである場合に両者がぶつかり合うことでも葛藤が生じると考えられる。

<名のりに伴う感情>や<意識>から<行動>を形成するまでのプロセスは<意識>から<行動>に影響するものもあれば、<名のりに伴う感情>から<行動>へと影響を及ぼすものもある。<意識>から<行動>への流れは、<イメージ>や<重要他者の意識>、学校・教育などの<環境・制度の影響>に順応し、そうした周囲や環境の影響等によって、形成された個人の<意識>から名のり行動が形成されるプロセスである。原(2011)の研究でも、在日外国人のアイデンティティの構築には環境の要因が大きく関わっていると述べられており、個人のアイデンティティを反映する名のりにも環境の要因が関連していることが示唆された。一方、感情から行動への流れは、周囲の影響だけでなく、自身の<経験>を通して名のりに関する様々な感情を持ち、それらが名のり行動の形成に影響しているプロセスであり、様々な<経験>をすることで生じるプロセスであると考えられる。これは、ある程度の<経験>を持ち、なんらかの感情が生じることで自分自身のアイデンティティについて考え直すことにつながる、青年期に特徴的な名のり行動形成のプロセスであると考えられる。また、個人の名前に関する<意識>には学校・教育や身分証明書などの<環境・制度の影響>や<重要他者の意識>が関連しており、<重要他者の意識>は個人の<イメージ>の形成にも影響していると考えられる。竹尾ほか(2006)の研究でも名のりの関連要因として家族などの重要他者の存在があることが語られている。名のり行動には重要他者の態度や要求が関与しており、本研究では重要他者の意識をそのまま受け入れ、自身の名のり行動に適応している例もあれば、親世代から名のりについて聞く話と、実際の個人の体験を照らし合わせて世代による違いを感じたり、重要他者の意識を修正したりしながら、それとは反対の名のり行動をとる例もあった。

V. 本研究の限界と今後の課題について

本研究では高校を卒業し、進学や就職に直面する時期の在日コリアン青年を対象にインタビュー調査を行うことを目的として対象者を選定したが、著者の友人・知人とその紹介で協力を得たため、朝鮮学校出身者がほとんどで、対象者の属性に少なからず偏りがあった。今後の課題としては、対象者の経歴に偏りが無いよう選定することが必要であると考えられる。しかし、在日コリアンに関する研究は社会学的な研究が多く、心理学的な研究が希薄な中で、11人の在日コリアン青年にインタビューを行い、名のり行動を形成するプロセスやそこでの心理的葛藤の関連を明らかにすることができ、それによってアイデンティティが揺らぎやすい在日コリアン青年の今後の生き方を考える道標になるということに本論文の意義があると考えられる。

参考文献

福岡安則・辻山ゆき子(1989). 同化と異化のはざま(1) —在日韓国・朝鮮人三世のアイデンティティ— 千葉県立衛生短期大学紀要 7 (2) 69-80.  
 原千亜(2011). 在日ミャンマー人のアイデンティティから見る言語の社会化の事例 桜美林言語教育論叢 7 133-146  
 朴育美(2008). 名前とアイデンティティ(上) ヒューマンライツ, 239, 7-13  
 宣憲洋(2001). 在日韓国・朝鮮人の本名使用を促す一方案 小樽商科大学言語センター広報 9 63-66  
 平直樹・川本ひとみ・慎栄根・中村俊哉 (1995). 在日朝鮮人青年にみる民族的アイデンティティの状況によるシフトについて 教育心理学研究 43 (4) 380-391.  
 竹尾和子・矢吹理恵(2006). 在日外国人の名のり行動における関連要因の検討—エスニック・アイデンティティ発達研究 20 67-80

(KWON, Chonghyang)

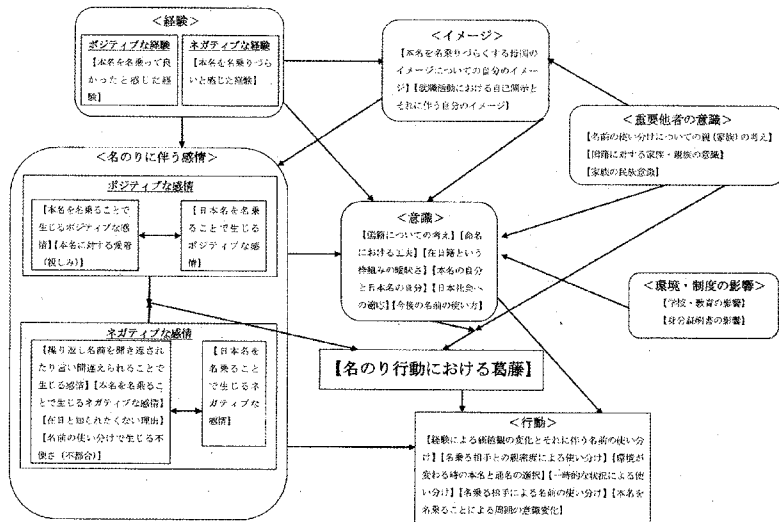


図1 全体のプロセス

## 「キャラ」を用いたコミュニケーションと自己開示、 集団に対する不適応感、人間関係負担感との関連

1015011 杉本頼己

Key word : 自己開示、不適応感、コミュニケーション

### 問題

本研究は、キャラを用いたコミュニケーションが「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚、キャラに対する非統制感、集団に対する不適応感、自己開示しづらい意識、人間関係負担感に及ぼす影響について調べることを目的としている。日常生活において、キャラは人の役割や特徴を示す言葉として使われている。例えば、ある人物が「明るいキャラ」と他者から認知されている場合、実際にはそうでなくても、その人物が何事に対しても楽観的に考え、落ち込むことがなく、常に活動的な行動傾向をもつ人物であるというイメージを持たれてしまうことが多い。すなわち、キャラは人物の行動や思考を含めた、その人物の総合的な人格のイメージとして用いられているといえる。

一般にキャラは、対人関係を円滑にするコミュニケーションスキルとして使われることが多い。土井(2009)は若者が人間関係の複雑さを縮減し、人間関係の見通しを良くする為にキャラを演じていることを指摘している。一方、北山(2000)は、自他の「キャラクタ化」は、自他を「型にはめる」という意味で「暴力」としても作用しうると指摘している。このように、キャラには自他を型にはめることに繋がるなど、対人関係にネガティブな影響をもつ側面もみられる。また、相原(2007)は、現代青年にとってキャラの喪失は社会的なアイデンティティの喪失にさえなりえると指摘している。このように、キャラには重い側面があり、キャラを演じることは現代青年の生きづらさに関連している可能性がある。そこで、本研究ではキャラを「個人の行動・思考の理解や解釈において用いられる特定の行動・思考パターンを持つ人格イメージ」と定義し、キャラを演じることが青年の対人関係に対する意識に及ぼす影響について調べる。

キャラを演じることが青年の対人関係に影響する要因として、以下のことが考えられる。まず、キャラを演じる青年にはキャラから外れた行動を「キャラじゃない」と自制する傾向がある。こうした傾向の背景として、「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚があると考えられる。さらに、キャラを演じる青年には一度キャラを設定すると容易に自分では変更できなくなるという、キャラに対する非統制感がみられる。こうした「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚やキャラに対する非統制感、青年のキャラ以外の自己開示しづらい感覚を生じさせる。また、キャラを演じる青年が自分のキャラに対して葛藤を感じたとき、キャラを演じている集団に対して「キャラを演じなければならない集団は、自分に合っていないのではないかと」不適応感をもつようになる可能性がある。そして、こうした集団の中で過ごすことは、人間関係に対する負担感を生むと考えられる。

以上、本研究ではキャラを使用することが「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚、キャラに対する非統制感、自己開示しづらい意識、集団に対する不適応感、人間関係負担感に与える影響について調べるために、大学生を対象に質問紙調査を行う。

### 方法

調査対象者は、福岡県立大学の学生 237 名である。調査は

講義中に質問紙を配布し、回答を求め、その場で回収した。質問紙の構成は「キャラを演じる程度に関する項目(13項目)」「キャラ以外の自分は受け入れられないと思う程度に関する項目(12項目)」「キャラに対する非統制感に関する項目(13項目)」「自己開示しづらい感覚に関する項目(12項目)」「集団に対する不適応感に関する項目(13項目)」「人間関係負担感に関する項目(15項目)」の6種の項目から成る。

### 結果

#### 合成得点の算出

質問紙で用いた各項目について、Cronbachの $\alpha$ 係数を算出し信頼性検定を行った。その結果、信頼性が確保された項目をキャラ使用度得点、「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚得点、キャラに対する非統制感得点、自己開示しづらい感覚得点、集団に対する不適応感得点、人間関係負担感得点とし、各得点について合成得点を算出した。

#### 変数間の相関

変数間の関連を調べるために、Pearsonの相関係数を求めた(Table1)。その結果、キャラ使用度得点と「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚得点( $r=.588, p<.01$ )、キャラに対する非統制感得点( $r=.569, p<.01$ )、自己開示しづらい感覚得点( $r=.372, p<.01$ )、集団に対する不適応感得点( $r=.462, p<.01$ )、人間関係負担感得点( $r=.373, p<.01$ )の間に有意な正の相関があることが示された(Table1)。また、「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚得点とキャラに対する非統制感得点( $r=.662, p<.01$ )、自己開示しづらい感覚得点( $r=.519, p<.01$ )、集団に対する不適応感得点( $r=.465, p<.01$ )、人間関係負担感得点( $r=.400, p<.01$ )の間に有意な正の相関があることが示された(Table1)。さらに、キャラに対する非統制感得点と自己開示しづらい感覚得点( $r=.545, p<.01$ )、集団に対する不適応感得点( $r=.448, p<.01$ )、人間関係負担感には( $r=.392, p<.01$ )の間に有意な正の相関があることが示された(Table1)。そして、自己開示しづらい感覚得点と集団に対する不適応感得点( $r=.441, p<.01$ )、人間関係負担感得点( $r=.347, p<.01$ )の間に有意な正の相関が、集団に対する不適応感得点と人間関係負担感得点( $r=.583, p<.01$ )の間に有意な正の相関があることが示された(Table1)。

Table1 各変数間の相関係数

	1	2	3	4	5
1. キャラ使用度	—				
2. 「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚	.588**	—			
3. キャラに対する非統制感	.569**	.662**	—		
4. 自己開示しにくい感覚	.372**	.519**	.545**	—	
5. 集団に対する不適応感	.462**	.465**	.448**	.441**	—
6. 人間関係負担感	.373**	.400**	.392**	.347**	.583**

\*\* $p<.01$  (両側)

#### 変数間の関連

キャラ使用度得点が他得点にどのように影響しているかを調べるため、共分散構造分析を行った(Figure1)。分析の際、

母数の推定方法には最尤法を用いた。モデルの適合度は  $GF1=.986$ 、 $AIC=39.859$ 、 $RMSEA=.054$  であり十分な説明力を持つ。

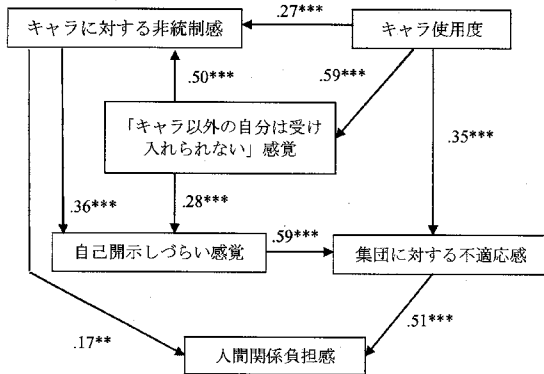


Figure1 キャラ使用度と、各変数との共分散構造分析の結果

Figure1にみる通り、まずキャラ使用度から「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚(.27,  $p<.001$ )、キャラに対する非統制感(.59,  $p<.001$ )、集団への不適応感(.27,  $p<.001$ )への直接効果が有意であった。また、「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚からキャラに対する非統制感(.50,  $p<.001$ )、自己開示しづらい感覚(.28,  $p<.001$ )への直接効果が有意であった。さらに、キャラに対する非統制感から自己開示しづらい感覚(.36,  $p<.001$ )、人間関係負担感(.17,  $p<.01$ )への直接効果が有意であった。自己開示しづらい感覚から集団への不適応感への直接効果が有意であり(.59,  $p<.001$ )、集団への不適応感から人間関係への直接効果が有意であった(.51,  $p<.001$ )。

考察

本研究では、キャラを演じることが人間関係に対する負担感を高める経路として大きく3つの経路が見出された。

第一に、キャラを演じることが集団に対する不適応感を高め、その結果、人間関係負担感を高めている経路が見出された。一般に、キャラを演じることは集団に適應する上で有益であると考えられている。しかし、集団に適應するためにキャラを演じることは、自分も「こう振る舞いたい」という欲求を抑えて、集団に適應しやすいキャラを演じることである。このように、キャラを演じるために自分の欲求を抑えるようになると、「自分が思ったままに振る舞えないこの集団は、自分には合っていないのではないか」と、集団に対して不適応感をもつようになると考えられる。そして、このように不適応感をもつような集団の中で過ごすことは、集団内の人間関係における葛藤を増やすことになり、人間関係に対する負担感を促進すると考えられる。

第二に、キャラを演じることが「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚とキャラに対する非統制感を高め、その結果、人間関係負担感を高めている経路が見出された。キャラを演じる頻度が増えると、キャラとして友人に受け入れられる体験が増えることになる。このように、キャラとして受け入れられる体験が増えることは、キャラ以外の自分を表現することに対して「周りに受け入れられないのではないか」と感じることに繋がり、「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚を高めると考えられる。さらに、「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚をもつことは、キャラの固定化につながり、キャラの修正や変更をしづらくさせる。そして、

その結果キャラに対する非統制感を高めることになると考えられる。また、キャラを使用することが直接キャラに対する非統制感を高める経路も見られた。キャラを使用する際に、特定のキャラが集団に受け入れられる経験が増えることは、そのキャラを多く演じることに繋がる。こうして周りの反応に依存してキャラを演じることは、自分の好みのキャラを演じることを阻害し、キャラに対する非統制感を促進すると考えられる。さらに、キャラに対する非統制感が高いことは、「どんな時でも同じキャラを演じなければならない」という強迫的な思いを生み、人間関係に対する負担感の原因になると考えられる。

第三に下記の経路が見出された。まず、キャラを演じることが、「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚、キャラに対する非統制感を高め、その結果、自己開示しづらい感覚を高める。そして、自己開示しづらい感覚が集団に対する不適応感を高め、その結果、人間関係負担感を高めるという経路である。先述したように、キャラを演じることは「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚を高める。「キャラ以外の自分は受け入れられない」感覚が強いと、キャラ以外の自己開示に対して、「受け入れられないのではないか」と懸念を持つと考えられる。このように、自己開示のたびにその内容がキャラに合うかどうか気になる状況は、自己開示しづらい感覚を生むと考えられる。また、先述のようにキャラを使用することは、キャラに対する非統制感を高める。キャラに対する非統制感が高いことは、キャラに合わない自己開示することを妨げ、自己開示しづらい感覚を生むと考えられる。

また、自己開示しづらい感覚をもつと「自己開示しづらいのは自分がこの集団に合っていないからだ」と、自己開示しづらいことの原因を集団に求める可能性がある。そのため、このような自己開示しづらい集団に対して不適応感を感じるようになると考えられる。そして、こうした不適応感を得るような集団で過ごすことは、人間関係における葛藤を増やすことに繋がり、人間関係負担感を促進すると考えられる。

以上、本研究ではキャラを演じることが3つの経路によって人間関係に対する負担感を高めることが明らかになった。このようにキャラに縛られ、キャラを過剰に演じてしまう青年は、不確定で不安な対人関係を安定させるためにキャラを演じざるを得ない状態であるとも考えられる。しかし、キャラを演じる青年は、キャラを用いて集団に適應しているようにみえるため、周りからの支援を受けにくいと思われる。キャラをどの程度使用しているかという視点を持つことは、そうした青年を見つけ支援する上で有益であると考えられる。

本研究ではキャラを演じることについて調査を行ったが、日常生活においてキャラが使われる場面として「相手をキャラとして認知する」ことが問題になる場合もある。こうした他者をキャラとして認知することについて研究を行うことは、現代青年における対人関係の特徴を理解する上で有益であると考えられる。

引用文献

土井隆義 (2009) キャラ化する／される子供たち 岩波ブックレット, 26  
 相原博之 (2007) キャラ化するニッポン 講談社現代新書, 129  
 北山由美 (2000) 〈キャラクター〉のいる風景 教育社会学研究, 67, 5-23

(SUGIMOTO Yoshiki)

# 公的扶助ケースワーカーのストレスとその対処行動プロセス

—新人ワーカーへの面接調査をとおして—

1015012 塚本紀子

(福岡県立大学大学院 人間社会学研究科心理臨床専攻 小嶋研究室)

キーワード: 公的扶助ケースワーカー、ストレス、対処行動

## はじめに

近年の公務員制度改革により、人員の削減・公務能率の推進が求められ、公務員のメンタルヘルスによる長期病休者数が増加している。

本研究では、公務員のメンタルヘルス問題を踏まえて、福祉事務所働く公的扶助ケースワーカー（以下、CW）に注目した。その理由は、社会情勢の不況から生活保護受給者が増加し、CWの負担が急激に重くなり、メンタルヘルスの状況が深刻化していること、そして、筆者自身、福祉事務所CW業務に従事した経験があり、CWのメンタルヘルス問題に触れたことである。

現在、全国には1,244か所の福祉事務所があり、生活保護業務に従事する職員は約2万人、そして、約200万人の生活保護受給者がいる。しかし、全国の福祉事務所の配置CW数は、89.2%の充足率であり、配置標準数に満たない福祉事務所が441か所にのぼる。社会動向に行政の対応が追いついておらず、1人のCWが抱える仕事の負担が更に増大し、メンタルを理由に休職するCWが増えている。

CWの業務は、CW1人が約80世帯程度を担当し、アウトリーチ（訪問支援）を行う。援助内容は、医療、介護、教育など多岐に渡り、保護世帯は、傷病、障害、高齢、母子世帯などさまざまである。

植田、清水（1995）は、福島県内74人のCWに意識調査を実施した。CWになって1～2年は「認定業務」に慣れるのが手一杯であり、「援助業務」までは及ばず、CWが業務を遂行していく上で様々な場面に直面し、多くの戸惑いがあるとすれば、年齢の若さと経験年数の浅さが大きな要因であり、精神的な負担の多い業務であるという。

このようなことから、新人は、初期の混乱状態からストレスも多大であることが予想されるため、本研究では新人CWに注目した。そして、CWのメンタルヘルスの悪化は、生活保護福祉に関わる直接的な問題であり、メンタルヘルス向上のための研究は重要なテーマだと考える。

## 目的

本研究では、現在CWとして働いている新人ワーカーに焦点をおき、日常の業務の中でCWがどんな事にストレスを感じているのか、ストレスとなる状況、要因、内容、負担の程度、また、ストレスにどのような対処行動が見られるのか、ストレスの対処を行うにいたるプロセスを明らかにすることを目的とする。

## 方法

**調査対象** 福岡県郡部を管轄する福祉事務所  
経験年数2年未満  
新人CW（生活保護現業員） 11人

**調査実施時期** 2011年4月～9月

**倫理的配慮** 調査対象者には、インタビューを行う前に研究の趣旨を説明し、目的や方法等の内容に対して同意書に署名を得た。また、個人情報は保護されること、研究成果について個人を特定できる情報は公表しないことを約束した。

**面接方法およびデータ収集** 半構造化面接によりインタビューを行った。インタビューでは、「CWという職務にどのようなストレスを感じ、どのような対処をされていますか？」という問いかけを中心に、自由に語ってもらった。最後に、「今日話してみても感想があればお話し下さい」と質問した。インタビュー時間は60分程度で実施し、インタビュー内容は、調査対象者の承諾を得て、ICレコーダーに録音した。

**分析方法** 分析手法は、修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ（木下、2003 以下 M-GTA）を用いた。M-GTAを分析方法として用いた理由は、第1点目は、人間行動の説明と予測に優れていること、第2点目は、研究成果を実践場面に戻した時、CWが当事者化して理解しやすく、検証していく回路が成立しやすいこと、第3点目は、新人ワーカーがストレスを通して対処行動した情報をもとに、プロセスの特徴を明らかにすることに適していると判断したからである。概念析出には、M-GTAで開発された分析ワークシートを活用した。複数の概念の関係から成るカテゴリーを形成し、エキスパートレビューを受け、適宜修正を繰り返しながら概念析出からカテゴリー分類と収束化を行った。カテゴリー相互の関係から分析結果（結果図）をまとめ、生成した概念とカテゴリーを使ってプロセスを簡潔に説明するための文章（ストーリーライン）を作成した。

## 結果

M-GTAによる分析の結果、46の概念と12のサブカテゴリー、3つのカテゴリーが生成され、結果図（結果図1）とストーリーライン（表1）を作成した。表記であるが、概念を【 】、サブカテゴリーを《 》、カテゴリーを〈 〉で表した。

結果図1

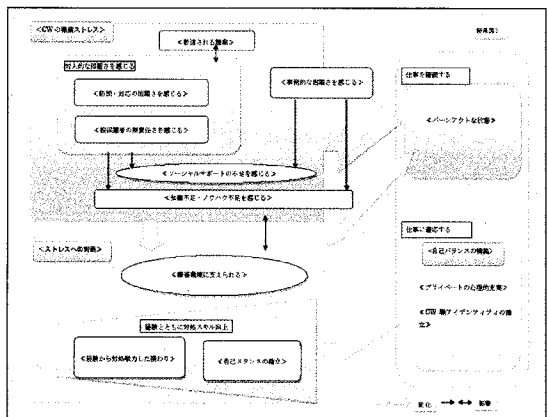


表1 ストーリーライン

新人CWは、配属直後から、CWの職務に対して「敬遠される職業」であるというネガティブな職業イメージを抱く。

実務経験によって、「訪問・対応の困難さを感じる」とことや「被保護者の無責任さを感じる」という対人的な困難さを感じる。さらに、【事務の煩雑さ】・【生活保護法や他法がわからない】なかで「事務的な困難さを感じる」。また、職場環境の問題として【上司・同僚からの支援が十分でない】【家族からの支援は難しい】ため「ソーシャルサポートの不足を感じる」とことや、【若い自分を意識する】【自分だけではうまくいかない】【仕事の悩みを一人で抱える】【まだまだ十分でない】ことを、個人の問題として「知識不足、ノウハウ不足を感じる」。

このような「CWの職業ストレス」は、経験が浅いうちは、対処に試行錯誤しながら「バーンアウトな状態」を辿り、<ストレスへの対処>へと繋がっていく。また、経験が浅くても、個人的に対処スキル能力が高い場合は、「バーンアウトな状態」を辿らずに、「ストレスへの対処」へと繋がる場合もある。(2)

しかし、「バーンアウトな状態」が深刻であれば、試行錯誤しても適切なく「ストレスへの対処」がなされず、「バーンアウトな状態」で仕事を継続する場合もある。(1)

<ストレスへの対処>には、「職場環境に支えられる」ソーシャルサポートと、「経験から対処戦略した関わり」や「自己スタンスの確立」による対処行動が見られる。そして、このような「ストレスへの対処」経験を重ね、「対処スキルが向上すると、仕事とプライベートのバランスをこころがける」ように「自己バランスを構築」し、「バーンアウトな状態」を予防・対処できるようになって、仕事に適應するのである。(2)

しかし、「自己バランスを構築」するまでに至らず、「ストレスへの対処」と「バーンアウトな状態」を繰り返しながら、仕事を継続する場合もある。(3)

#### ◎ストレスを対処し仕事に適應(継続)するプロセス

- (1) 「バーンアウトな状態」で留まる場合
- (2) 「自己バランスを構築」し仕事に適應する場合
- (3) 「自己バランスを構築」までに至らなかった場合

今回の調査対象者は、このような3つのパターンに分類され、CWとして適應していく場合と継続していく場合のそれぞれのプロセスが明確となった。

#### 考 察

本研究から、新人CWが業務ストレスを対処し、CWとして適應(継続)する要因を3つのプロセスの中で捉えることができた。

##### 1. 「バーンアウトな状態」で留まる場合

この場合、適切なく「ストレスへの対処」に気付くことが出来ず、ストレスが増幅し、精神的健康を維持できなかつたと考えられる。適切なく「ストレスへの対処」のためには、自分の「ストレス・バーンアウト」を自覚し、ストレス対処として適切なセルフケアが必要である。このまま仕事を続け、バーンアウトがさらに深刻化し、うつ病などへ発展しないようにすることがメンタルヘルス対策となる。

##### 2. 「自己バランスを構築」し仕事に適應する場合

今回の語りでは、【上司(係長)や同僚(先輩CW)に支えられる】ことや「CW同士で辛さを共感する」という職場環境によるソーシャルサポートが、ストレス対処に繋がっており、CWの職場の人間関係が大変重要であることがわかった。職場の先輩に支援されることで、自分自身のビジョン(先輩CWのようになりたいなど)を持つことにも繋がり、上司や

査察指導員、同僚の存在は、新人CWを支える役割として重要であり、専門性の修得にも影響がある。他にも、【CW同士で辛さを共感する】ことで、CW同士の気持ちの分かち合いによって情緒的共有が行われ、それが、バーンアウト予防になる。また、【突き放した関心】とは、「クライアントに共感しすぎて冷静な判断ができなくなったり、クライアントと同じ「重荷」を背負ったために、心身ともに消耗してしまったりすることを防ぐための技能である。」(Lief & Fox, 1963)。このような、つかず離れずの態度は、容易に修得されるのではなく、現場経験の質と量が重要である。

##### 3. 「自己バランスを構築」までに至らなかった場合

「自己バランスを構築」とは、「プライベートの心理的充実」と「CW職アイデンティティの確立」両者が存在することである。仕事を重視し、仕事の中にのみ幸福を求めすぎないことが重要であり、プライベートとの間でのバランスを保つことが必要である(久保, 2007)。

今回の語りからも、仕事に対する「ひたむきさ」が多く見られたが、プライベートの充実にも目を向けることが望ましいことであり、仕事と私生活で気持ちの切り替えをこころがけるという態度がバーンアウトの対処として考えられる。森本(2006)は、「対人援助とは「人にやさしくする専門職」であり、人にやさしくするときに、やさしくする人の精神的健康が維持されていなければ良質の対人援助サービスは望めなくなる」と述べている。CWが対人援助者として、CWの特殊性からさまざまなストレスを抱えるが、それらに対処し、精神的健康が維持されることが、CWのメンタルヘルスを良好にし、生活保護福祉の質の向上に繋がっていくと考える。

#### 本研究の限界と今後の課題

本研究では、新人CW11名という少人数を対象とした研究であり、必ずしも研究の結果が一般性を検証されないことも考えられる。

今後の研究としては、他自治体のCW、さまざまな経験年数のCWと調査対象を広げ、仮説の一般性を検証していく必要がある。また、この結果を踏まえて、CWのメンタルヘルス問題の予防となるような、視点を探求し、実践に資する示唆を見出すことが今後の課題である。

#### 引用文献

- 木下康仁 「グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践」  
一質的研究への誘い 弘文堂 1989-1991 (2003)
- 清水浩一・植田公雄 「生活保護ケースワーカーの業務と意識」『社会事業研究所年報』No.31 日本社会事業大学 1995 P.152
- 久保真人 「バーンアウト(燃え尽き症候群)」ヒューマンサービス職のストレス, 日本労働研究雑誌, 2007
- 森本寛訓 「医療福祉分野における対人援助サービス従事者の精神的健康の現状と、その維持方策について—職業性ストレス研究の枠組みから—」川崎医療福祉学会誌, 2006
- Lief, H. I., & Fox, R. C. (1963) 「Training for detached concern in medical students», in Lief, H. I., Lief, V. F., & Lief, N. R. (Eds.) The Psychological Basis of Medical Practice, New York: Harper & Row. pp. 12-35

(TSUKAMOTO Noriko)

## きょうだいへの援助要請行動に関する要因の検討

—自分・きょうだい・母親の3人の関係性に着目して—

1015013 野口英絵

(岩橋研究室)

Key words: 心理的負債感、自尊心への脅威、きょうだい間の比較

### 問題と目的

近年、大学生が抱えている問題が多様化してきており、援助を求める相手も多様化するのではないかと推測される。原田・出雲(2008)は回答者が思い浮かべる援助要請の対象者が個人で様々に異なる可能性があり、その結果として援助要請行動と抑制要因の働きに差が生じてしまうことが予想されると述べている。このことから、相手によって援助要請行動に影響する抑制要因の働きがそれぞれ異なることが推測される。

一般的に援助を要請しやすい相手として母親が想定されるが、大学生では自立心の高まりや親世代に対して能力の衰えを感じ、親へ援助を要請しづらくなることもあるかもしれない。そこできょうだいに援助を要請することも考えられる。

しかし、これまでの研究ではきょうだいが援助要請の相手としてとらえられていない。先行研究ではきょうだいには対人関係を築く際のモデルの役割があることが明らかになっている(e.g., 長田, 1987; 和田, 1991)。しかし、実際の援助資源として有効であるかは明らかになっていない。

そこで本研究ではきょうだいへの援助要請行動の抑制要因について検討することを目的とする。この研究によってきょうだい関係の特徴の一部が明らかになり、家族支援の新たな糸口をつかむことができると考える。

援助要請行動の抑制要因については「心理的負債感」と「自尊心への脅威」を取り上げる。心理的負債感とは『援助者に返報しなければならぬという義務のある状態』(相川, 1995)のことで、自尊心への脅威とは『他者に援助を求めることは、自己の能力の無さを露呈する行為にもなりうるため、自立心や能力感に対する脅威を引き起こすこともある』(Fisher, Nadler, & Whitch-Alagna, 1982)ということである。これらの抑制要因は要請相手がきょうだいや母親であれば問題発生以前から形成される可能性があり、相手との関係性が影響していると推測される。そこで相手との関係性も考慮する必要があると考える。

きょうだいとの関係性には母親が大きく影響していることが明らかになっている(平林, 1993)。よって本研究では母親も含めた3人の関係性を分類する。分類の際にはHeider(1958)のバランス理論を参考にする。バランス理論はユニット(単位)関係とセンチメント(感情)関係の概念から構成されており、センチメント関係は好きならば+(プラス)、嫌いならば-(マイナス)としてとらえられる。そして3人の関係の積が必ずプラスになると仮定されている。きょうだい関係は典型的なユニット関係であることから(磯崎, 2004)、本研究ではバランス理論に基づいて4群に分類する。

そして母親がきょうだい関係に与える影響のひとつとして、きょうだい間の比較が考えられる。吉田(1991)は母親からの比較によってきょうだいに対する妬みや敵意を抱かせる場合と、自己像を明確化し個性を形成する場合の両方があると述べている。きょうだい間の比較は日常的に行われるが、比較の経験がどのように意識されるかはきょうだいや母親との関係性によって異なると考えられる。例をあげると、きょうだいとの関係性が良好でなければ、自分で比較したことで優劣を感じ自尊心への脅威が高まる可能性がある。また母親との関係性が良好であれば、評価を得ようとして比較されること

で心理的負債を感じるかもしれない。このように関係性の違いによって、きょうだい間の比較が抑制要因に異なる影響を与えると考えられる。

以上より、本研究ではきょうだいや母親への援助要請行動の抑制要因について、きょうだい間の比較から受ける影響が要請相手によってどのように異なるかを検討することを目的とする。

### 方法

**調査対象:** 最終的な分析には大学生151名(男性23名、女性128名)を用いた。平均年齢は19.15歳(SD=1.37)であった。  
**実施方法:** 2つの講義時間中に質問紙を配布し、その場で回答を求め、回収した。

**調査内容:**

#### ①心理的負債感

相川・吉森(1995)の心理的負債感尺度より、援助要請の相手を母親もしくはきょうだいに特定されるように修正し、不適なものを除く10項目を用いた。母親ときょうだいのそれぞれに対して6件法で回答を求めた。

#### ②自尊心への脅威

原田・出雲(2008)の援助要請行動の抑制要因尺度から、評価懸念を測定する6項目のうち、要請相手が特定できない1項目を除く5項目と、永井・新井(2008)の相談行動の利益・コスト尺度改訂版から「自己評価の低下」3項目を合わせた計8項目を用いた。母親ときょうだいのそれぞれに対して5件法で回答を求めた。

#### ③自分・きょうだい・母親の3人の関係性

落合・佐藤(1996)の親子関係のあり方尺度から、「子が親から信頼・承認されている親子関係」を用いた。ただし、きょうだい関係と対峙させるため、主語をきょうだいとしたときに不適切な項目は除き10項目を用いた。自分と母親、自分ときょうだいそれぞれについて5件法で回答を求めた。また同じ10項目で「母親ときょうだいはどういうふうにみえますか」と教示し、きょうだいと母親の関係性についても尋ねた。

#### ④母親から比較されていると感じた、自分で比較した

独自に作成した。きょうだい間で比較されやすい10項目を設定し、母親から比較されていると感じたことと自分で比較したことのそれぞれについて5件法で回答を求めた。

### 結果

#### 1) 信頼性係数及び合成得点の算出

各尺度で得られた評定値を用い、逆転項目については評定値を反転させ、すべてを加算した。そしてCronbachの $\alpha$ 係数を算出し、どの尺度でも.70以上であったため、十分な内的整合性が示された。

#### 2) 各変数間の関連の検討

抑制要因が受ける影響について検討するため、共分散構造分析を行った。バランス理論に即した関係性の分類では4群であるが、人数が多かった1群も加えて計5群を検討した。どの群においても仮説モデルの適合度指標に問題があったので各変数間の相関係数に基づいて修正モデルを作成し、最も良い適合度が得られるまで再検討を行った。以下はその結果である(Figure 1-5)。

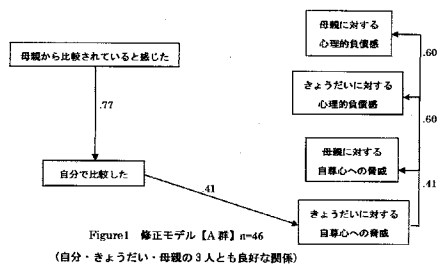


Figure1 修正モデル【A群】n=46  
(自分・きょうだい・母親の3人とも良好な関係)

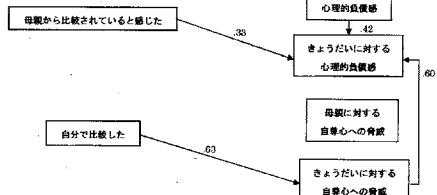


Figure2 修正モデル【B群】n=14  
(自分ときょうだいは関係が良好、自分と母親・きょうだいと母親は関係が良好でない)

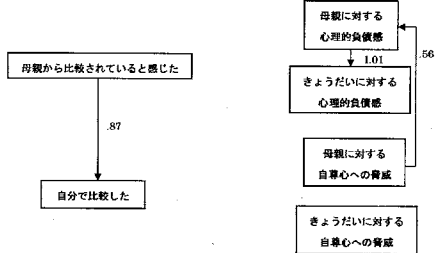


Figure3 修正モデル【C群】n=10  
(自分と母親は関係が良好、自分ときょうだい・きょうだいと母親は関係が良好でない)

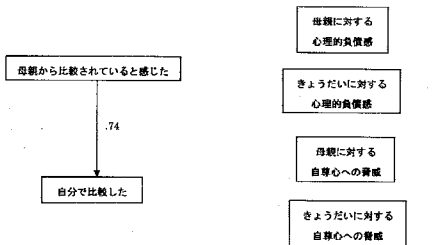


Figure4 修正モデル【D群】n=9  
(きょうだいと母親は関係が良好、自分ときょうだい・自分と母親は関係が良好でない)

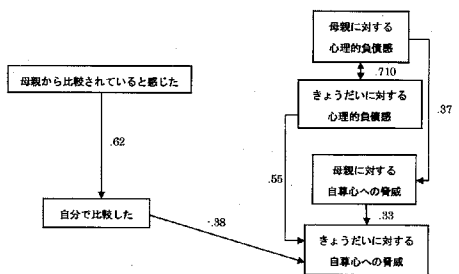


Figure5 修正モデル【E群】n=40  
(自分・きょうだい・母親の3人とも関係が良好でない)

注. すべてのFigureで数値は標準化された因果係数もしくは相関係数を示す。また調整変数は省略した。すべてのパスの係数はp<.05であることを示す。

考察

1) 心理的負債感と自尊心への脅威について

A~C 群の結果より、相手との関係性が良好であれば自尊心への脅威は心理的負債感に影響していることが明らかになった。援助を要請することで自分の能力のなさを知られてしまうが、返報することで自尊心を保つことができる可能性が示された。特にA群とB群ではライバルでありながらもきょうだい間の関係性が良好なので、自尊心を保つ方法としてきょうだいに対する返報が選択されると推測される。援助要請行動では自分の能力のなさが意識されるので、自尊心への脅威を感じることは避けられないかもしれない。しかし返報できると見通しが立てば脅威を感じながらも自尊心を保てるので、援助要請行動が生じやすいと予想される。また、援助者にとっても返報により援助行動が強化されることになるので、今後の援助につながり相互的な援助関係を築けるかもしれない。本研究より心理的負債感と援助要請行動を抑制するとは限らないことが新たに発見された。

2) 支援について

A群では3人の関係性が良好であり、きょうだいや母親に対する心理的負債感が自尊心への脅威を低減させ、援助要請行動が生じやすいと推測される。しかし自分できょうだいと比較したことできょうだいに対しても、さらに母親に対しても脅威を感じていた。援助要請行動では自尊心への脅威を感じることは避けられないようである。このことから支援の際には自尊心への脅威を考慮する必要があると考えられる。

しかしB群では返報することでも自尊心への脅威を低減できないので、きょうだいにも母親にも援助を要請しにくい可能性がある。まずは母親かきょうだいのどちらか一方だけでも、援助関係を築けるような支援が必要であると考えられる。

同様にD群でも関係性への介入が必要である。きょうだいや母親との関係性を良好にするように介入することで、きょうだいや母親が援助資源として想定されるかもしれない。

C群では母親との関係性を良好にすることで、きょうだいへの援助要請行動がさらに抑制される可能性がある。支援の際にはこのことを意識しておく必要があると考えられる。

またB群では母親との関係性を良好にすることで母親も援助資源としてとらえられ、きょうだいに対する心理的負債感が低下する可能性がある。

3) まとめと今後の展望

本研究では母親からきょうだいと比較されていると感じたことや自分で比較したことが、きょうだいや母親に対する援助要請行動の抑制要因に与える影響について検討した。その結果、母親から比較されていると感じたことは直接的には抑制要因に影響はなかった。一方、きょうだいとの関係性が良好であれば自分で比較することできょうだいをライバルとして意識し、自尊心への脅威を感じるようになった。しかし、きょうだいに対して心理的負債感を感じ返報することで、自尊心への脅威を低減できる可能性が示唆された。

今後は心理的負債感が実際に自尊心への脅威を低減するのかが、またどの程度の心理的負債感が自尊心への脅威を低減するのかが明らかにする必要がある。

引用文献

相川充・吉森護 (1995). 心理的負債感尺度の作成の試み 社会心理学研究 11(1), 63-72.  
磯崎三喜年 (2004). きょうだい関係における葛藤の解消と自己評価維持 国際基督教大学学報 I-A 教育研究, 46, 65-75.

(NOGUCHI, Hanae)

# いのちの電話相談員が受けるストレスと マインドフルネストレーニングの効果

0613047 星子女里恵

(福岡県立大学大学院 人間社会学研究科 心理臨床専攻 小嶋研究室)

Key words: いのちの電話、ストレス、マインドフルネス

## 問題と目的

いのちの電話は、ボランティア電話相談員による自殺予防として電話相談活動を行っている(齊藤, 2009)。相談者への支援も重要ではあるが、それと同様に電話相談員のケアも必要不可欠である。加藤(2009)によると、電話相談活動はメンタルヘルスが侵されやすいと言われる一方で、平井(2010)によれば、いのちの電話相談員のメンタルヘルスは良好であるという。いのちの電話において、かけ手の調査報告はされているが、相談員に対する調査は少ない。そこで、相談員に注目し、「危機介入」を理念とした電話相談活動では、相談員はストレスを抱えやすいのではないかと考えた。電話相談時には、一人で抱えるため、相談員はストレスに耐える能力が必要になる。そこで、より相談員のケアを充実させるために、マインドフルネスの苦悩耐性スキルに着目した。

マインドフルネスは、Kabat-Zinn(2007)によると「意図的に、今の瞬間に、価値判断をすることなく注意を向けること」と定義している。その代表的なものの一つとして、Linehanの弁証法的行動療法がある。弁証法的行動療法の目標及び作用は大きく4つあるが、その内の一つに、苦悩耐性スキルがある。Linehan, M.M.(2007)によると、苦悩耐性スキルとは、ストレスを感じる状態や、様々な理由で自分自身の感情をコントロールできない状態の時に、その状況を悪化させることなく乗り越え、対処する為の方法である。

そこで、本研究では、第1研究において、いのちの電話相談員が電話相談によって受けるストレス状況を把握する。第2研究では、日々のいのちの電話で活用できるように、マインドフルネスのプログラムを構成し、その効果について検討する。

【第1研究】精神的健康度は高いが、電話相談活動において、ストレスは感じている。電話相談直後の気分尺度において、「緊張」「抑うつ」「怒り」「混乱」「疲労」は高く、「活気」は低くなる。

【第2研究】電話相談直後の気分尺度において、ストレス対処法を実施することで、「緊張」「抑鬱」「怒り」「混乱」「疲労」は低くなり、「活気」は高くなる。ストレス対処法実施後、ストレス値は減少している

## 方法

- 1.調査対象：【第1研究】北九州いのちの電話相談員 96名。  
【第2研究】北九州いのちの電話相談員 19名。
- 2.手続き：【第1研究】属性及びストレスの質問に回答を求めた。【第2研究】統制期間と介入期間を設け、電話相談時にストレス値と気分尺度(以下TMS)の記録を行った。介入期間では、週1回、計5回の研修を行い、毎日ストレス対処法を実施し記録した。その後、ストレス対処(以下TAC-24)と精神健康度(以下GHQ-12)の質問の回答を求めた。

## 結果

### 【第1研究】

#### 1.TAC-24

1要因分散分析(被検者内)を行った結果、主効果がみられ( $F(7,644)=74.95, p<.01$ )、多重比較の結果をFigure1に示す。

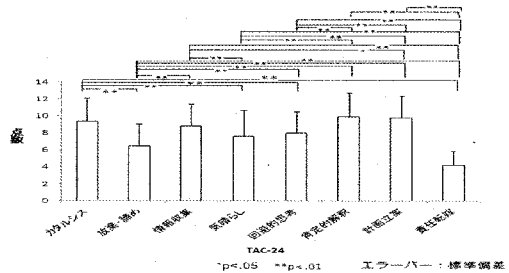


Figure1. TAC-24

#### 2.GHQ-12

GHQ-12の得点平均は2.01(SD=2.77)。低得点群は72%、高得点群は28%であった。低得点群と高得点群で人数比を $\chi^2$ 乗検定により比較したところ、有意差はみられなかった。

#### 3.電話相談におけるストレス

82名(85%)が、電話相談でストレスを感じたことがあると回答した。その具体的対処として、最も多かったのは「人に話す」であった。

#### 4.TMS

1要因分散分析(被検者内)を行った結果、主効果がみられ( $F(5,390)=49.41, p<.01$ )、多重比較の結果をFigure2に示す。

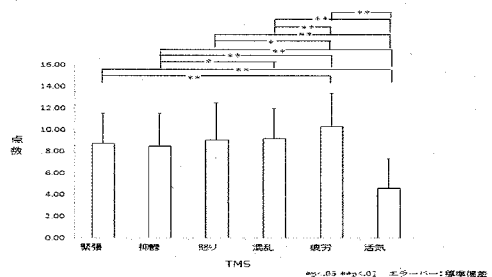


Figure2. TMS

### 【第2研究】

#### 1.TMSについて統制期間と介入期間の比較

電話当番時において、全ての電話相談受付時のTMSの平均値を「電話相談受付」とし、統制期間と介入期間の「来てすぐ」及び「帰る前」との変化をみた。2要因分散分析(混合)をしたところ、「抑うつ」のみ交互作用の傾向がみられた( $F(2,40)=2.86, p<.10$ )。単純主効果の結果をFigure3に示す。

#### 2.介入期間における電話相談受付時のストレス

ストレスについて、電話相談受付直後(n=41)と電話相談受付後のストレス対処法を実施した際のストレスの数値を電話相談受付ストレス対処法後(n=41)とし、この2群でt検定を行った結果、電話相談受付直後と電話相談受付ストレス対処法後の平均に有意差がみられた( $t(40)=9.36, p<.01$ )(Figure4)。

「来てすぐ」「1回目直後」「1回目ストレス対処後」「2回目直後」「2回目ストレス対処後」「3回目直後」「3回目スト

レス対処後」帰る前」のストレスの変化をみた。

介入期間(n=21)について、1 要因分散分析を行った結果、交互作用がみられた( $F(7,140)=6.54, p<.01$ )、多重比較の結果を Figure5 に示す。

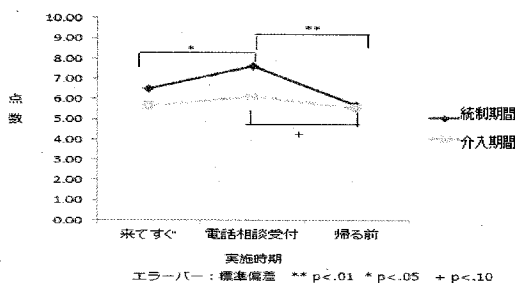


Figure3. 「抑うつ」における統制期間と介入期間の変化

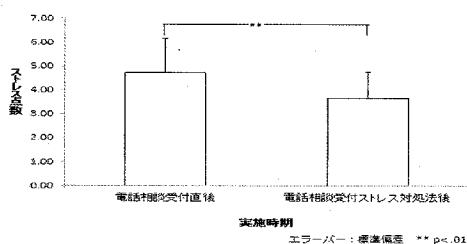


Figure4. ストレス対処法実施前後のストレス比較

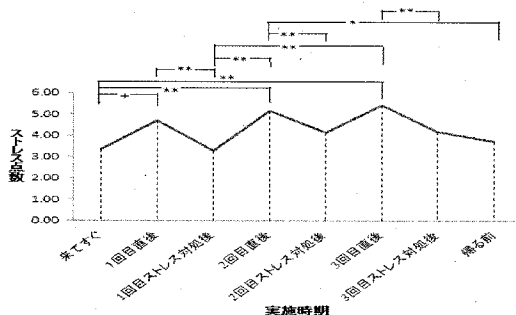


Figure5. 電話相談受付時のストレスの変化

### 考察

#### 【第1研究】

精神的健康度において、GHQ-12 を用いて検討した結果、72%が精神的健康状態が良好であった。これは、平井(2008)が報告と同様の結果となった。また、電話相談活動において、相談員の80%以上がストレスを感じていることが分かった。ストレスに伴う不快な気分をみるために、電話相談直後のTMSを用いて検討した結果、「緊張」「抑うつ」「怒り」「混乱」「疲労」が高く、「活気」が低かった。さらに、具体的にどのようなストレス対処法を行っているか検討するために、TAC-24 を分析した結果、TAC-24 の下位尺度「カタルシス」「情報収集」「肯定的解釈」「計画立案」が「放棄・諦め」「回避的思考」「責任転嫁」より高かった。これらのことから、精神的健康度は良好だが、電話相談活動において、ネガティブ気分が高く、ストレスを感じている相談員も多かった。その

対処法として、人に話すことで気持ちのストレス発散を行い、同時に今後同様の問題を抱えた際の解決方法を模索していることが分かった。しかし、この対処法は、相談相手が居て成り立つものであり、より電話相談員のメンタルヘルスクエアを充実させるためには、一人でも行えるセルフコントロールによるストレス対処法の必要性が示された。

#### 【第2研究】

電話当番に来てから帰るまでの推移を比較したところ、電話相談受付において、統制期間では「抑うつ」が増加したのに対し、介入期間では変化はみられなかった。伊藤ら(2009)は、マインドフルネストレーニングを一般健常者に実施したところ、抑うつ傾向の軽減効果があることが示唆された。また、前川(2010)では、大学(院)生にマインドフルネス呼吸法を実施したところ、抑うつ気分及びぼす即時的な効果の可能性が示唆されている。本研究においても、ストレス対処法を実施する事で、「抑うつ」の増加がみられなかったことから、抑うつ軽減効果があると考えられる。

介入期間において、電話相談直後とストレス対処法を実施した後を比較すると、ストレス対処法を実施することで、ストレス値が低下していることが分かった。より詳しく検討するために、電話相談時において、電話相談に入る前、1~3回の電話相談を受けた直後及びストレス対処法後、帰る前の推移をみた。その結果、電話相談直後に比べ、ストレス対処後の方が、3回の電話相談全てにおいて、ストレス値が低下していた。研修時における感想では、「リラックスできた」、「スキルをやるうちに全体が落ち着いてきた」、「気分がいい」と、リラクゼーション効果を感じていることが分かった。さらに、「スキルをやったら気分は良くなかったけど、引きずりはしなかった」、「気分の切り替えになった」、「した直後は楽になる」と即時的効果を実感していた。また、徳田(2009a)は大学院生に対して、15分間のリラクゼーション効果を調査した際、ストレス軽減効果が示唆された。また、徳田(2009b)では、大学院生に対して、「からだ」の動きや感覚に意識を向け、雑念と距離を置くという、マインドフルネスにおけるイメージ呼吸法及び小作業を2分間実施した結果、気分改善効果が示唆された。このように短時間でも、即時的効果が得られることが分かっている。これらから、本研究においても、ストレス対処実施直後、ストレス減少という即時的効果が得られていると考える。

いのちの電話相談員は、電話相談を受けている時に、ストレスを感じていても電話を相談員から切ることはいけなため、ストレス回避は難しい。また、電話相談終了後、すぐに新たな電話がかかってくることもある。さらに、仲間の相談員に相談したい時に、相手が電話相談を受けている場合もあり、ストレスを自分で抱えなければならない場面もあると考えられる。その際に、本研究で用いた、マインドフルネスの苦悩耐性スキルを用いることで、電話相談時及び次の電話相談を受けるまでに、自分自身でストレス軽減を図ることは必要なことだと考える。そのため、本研究において、電話相談時に感じるストレスに対して、ストレス対処法を実施することで、即時的効果がみられたことは、意義のあることだと考える。

従来のマインドフルネスプログラムは8週間であるのに対し、本研究では、相談員の負担を考慮し6週間に設定した。今後は、プログラム期間を延長すれば、さらなる効果が期待できるかもしれない。また、本研究では、質問紙、記録、研修と負担が大きかった可能性が考えられる。そのため、今後はもっと簡潔に、どのようなプログラム構成が効果的なのかを考える必要がある。

(HOSHIKO Yurie)

## 共感性の感情的要素と認知的要素との関係について

— 視点取得とフォーカシング的態度との関係から —

1015015 湊義弘

(岩橋研究室)

Keyword: 視点取得 共感的理解 フォーカシング的態度

### 【問題・目的】

本研究では、相手の気持ちを想像する時の困難さについて、何が影響しているのかを調べることを目的とする。まず、相手の気持ちを想像することを共感性から考えてみる。Davis (1994) や Plutchik (1987) によれば、共感性とは他者の感情を共有したり、理解したりするという生得的な特質である。共感性はその性質上、認知的要素と感情的要素に分けることができる (Feshbach, 1975; Hoffman, 1984; 登張, 2000)。鈴木ら (2000) によれば、認知的要素とは「他者の心理状態を正確に判断する認知能力」であり、感情的要素とは「他者の心理状態に対する代理的な情動反応」である。また Davis (1980) は、これらの要素を測るための質問紙「IRI」を開発した。この尺度の認知的要素の下位因子として、「視点取得」という因子が定められており、これは「他者の心理的視点を採用すること」と定義されている。つまり、相手の気持ちを想像する事は「視点取得」の働きであることが考えられる。さらに視点取得は2つに分けることが出来る。中江ら (1999) の研究から、視点取得には「視点共存」と「視点移入」の2つの因子が含まれることを見出された。「視点共存」とは、自己の視点と他者の視点を等価に考慮し、中立的に物事を見ようとする認知傾向であり、「視点移入」は、他者の視点に重点があり、意識的に自己の視点を抑制することで、普通なら理解しにくい他者の立場に自分を置こうとする認知傾向である。

では、相手の気持ちを想像することの困難さ、つまり視点共存と視点移入がうまく働かない時には、何が関係しているのであろうか。登張 (2000) の研究では、IRI における共感性の認知的要素と感情的要素とに、相関がある事は明らかとなっている。しかし感情的要素が高まることで、「相手の気持ちを想像すること」が上手になるとは考え難い。相関があることから考えれば、相手の気持ちを想像することには、直接的に感情的要素が関わっているのではなく、感情的要素に「関わる何か」が関係していると言える。では「関わる何か」について調べるために、心理臨床の領域から模索してみたい。

心理臨床においても共感性は重要視されており、Rogers (1957) は、治療的人格変化の必要十条件の一つに共感を含めた共感的理解を提唱した。この定義の「あなたも…かのように」という部分は視点移入の働きによるものであり、「しかし、あなたも…かのように」を失わないままで」という部分は視点共存の働きによるものであると考えられる。では、共感的理解に影響を与えるもの、すなわち共感性の感情的要素に「関わる何か」とは、どういふものであることが考えられるか。それは Rogers の記述から自己一致であることが考えられる。Rogers は3つの条件の中でとりわけ自己一致を強調している。それについて佐治ら (1996) は、「カウンセラーの自己一致は一種の前提条件として機能し、正確な共感的理解、無条件の積極的関心を効果的に伝達するための必要条件、と規定し、かつ、自己一致が最も基本的であり、最重要のもの、と述べるようになった」と指摘している。つまり、共感的理解に影響を与える「何か」は、自己一致が進むことである。この関係を共感性と照らし合わせて考えてみると、感情的要素に「関わるもの」は、「感情的要素に対して開かれていることで、感情的要素と関係を持つこと」ではないだろうか。そして「感情的要素と関係を持つこと」が進むことによって、視点共存と視点移入の働きは高まることが考えられる。

では共感性の感情的要素と関係を持つこと、すなわち自己一致は何によって進んでいくのか。自分の気持ちに開かれていくことは、パーソン・センタード・アプローチにおいて治療目標とも言えることであり、Gendlin (1966) によって考案されたフォーカシングがそれを目指すものである。フォーカシングとはクライアントが自らの心身未分化な前概念的な流れ、すなわち体験過程に適切に注意を向け、そこに触れることである (伊藤ら, 2000)。また、福盛ら (2003) によれば、フォーカシングの過程を進める為に最も重要なことは、からだに注意を向けながらゆったりとした心構えで待つといった、ある種の態度を保つことであると述べている。このようなフォーカシング特有の構えや内面への触れていき方を「フォーカシング的態度」と呼ぶ。つまり、「共感性の感情的要素と関係を持つこと」が進むことは、フォーカシングの態度の高まりによって説明できると考えられる。

以上の事から本研究では、フォーカシング的態度が視点共存及び視点移入の働きに影響していることと捉え、フォーカシングの態度と視点共存および視点移入との関係について調べていく。この研究によって、共感性の感情的要素と関係を持つことと共感性の認知的要素との関係が明らかになり、共感性の感情的要素と認知的要素との関係がどのようなものであるかについて、新たに明らかとなることが考えられる。

さて、フォーカシング的態度を測る尺度には、福盛ら (2003) の体験過程尊重尺度 (The focusing Manner Scale; FMS) がある。体験過程尊重尺度は、「生活の中で折に触れて自分の実感を確かめようとする態度」を測る「体験過程に注意を向けようとする態度」因子、「悩み事から適切な距離を取って心の余裕を保とうとする態度」を測る「問題との距離を取る態度」因子、「自分の体験過程に沿って行動する態度」を測る「体験過程を受容し行動する態度」因子の三因子で構成されている。「問題との距離を取る態度」はフォーカシングにおけるクリアリング・ア・スペースに関わる態度であると考えられるが、本研究においては、他者と面した際の自己内の体験過程に対する態度に注目するため、日常的に自己内の体験過程 (自己の感情) から適切な距離を取ることについて調べる必要がある。そのため、「感情から距離を置く態度」因子を新たに作成することを試みる。

以上の事から本研究では上記の尺度で測れるフォーカシング的態度と視点共存及び視点移入との関係について調べることを目的とする。まず、視点共存とフォーカシング的態度について仮説を立ててみる。視点共存は自分の視点も確立させており、そこから他者の視点に目を向けていくため、自己内の体験過程に注意を向け、体験過程を受け入れている事が考えられる。そのため、視点共存と体験過程に注目する姿勢及び体験過程を受容する姿勢との間に相関がみられることが予想できる (仮説1)。次に、視点移入とフォーカシング的態度について仮説を立ててみる。視点移入は自己の視点を抑制し、他者中心の視点を取るため、自己の体験過程や、自己の持つ問題から距離を取ることが考えられる。そのため、視点移入と問題や体験過程から距離を取ることとの間に相関が生じることが予想できる (仮説2)。

### 【方法】

本研究では、人の視点共存および視点移入の特質とフォーカシングの

な態度を調べるため、質問紙法を採用する。では、その質問紙の構成について述べていく。

まず、視点共存と視点移入の尺度について述べる。視点共存と視点移入を測るための尺度を開発したのは中江ら（1999）である。しかし、中江らの研究では、項目の信頼性が不十分であることが分かったため、本研究では新たに尺度を作ることにした。項目内容については、Davis

（1980）が開発したIRIの、桜井（1988）による日本語訳の尺度の視点取得の項目と、視点共存及び視点移入のそれぞれの定義に基づいて作成した項目で構成する。そして、視点共存の因子と視点移入の因子を含めたこの尺度を「視点取得尺度」と命名する。

つぎに、フォーカシングの態度を測るための尺度について述べる。まず、本研究では福盛ら（2003）の体験過程尊重尺度に、「生活の中で体験する感情に捉われず、物事への取り組みを行うこと」を測るために「感情から距離を置く態度」因子を新たに加えた体験過程尊重尺度（改）によってフォーカシングの態度を測定する。

#### 【結果】

まず、視点取得尺度の構成について結果を述べる。視点取得尺度は21項目で構成され、これについて主因子法による因子分析を行った。その結果6項目が削除され、2因子解が採択された（バリマックス回転、回転後の累積寄与率：42.25%）。視点取得尺度の第一因子は、“自己の視点が存在しているにも関わらず、他者の視点を取ろうとする姿勢”や“自分を分化し、自己の視点と他者の視点を両立させている姿勢”を尋ねる内容の項目で構成されているため、第一因子を視点共存因子とした（項目数：9、 $\alpha$ 係数：.838）。第二因子は、“他者を中心とし、あたかも自分が他者であるかのように視点を取ろうとする姿勢”を尋ねる内容の項目で構成されているため、第二因子を視点移入因子とした（項目数：6、 $\alpha$ 係数：.837）。これらの結果から、本研究の視点取得尺度の信頼性係数が中江らの尺度よりも高く、尺度としてより十分なものとなった。

次に、体験過程尊重尺度（改）の構成について結果を述べる。体験過程尊重尺度（改）は25項目で構成され、これについて主因子法による因子分析を行った。その結果3項目が削除され、4因子解が採択された（プロマックス回転、抽出後の累積寄与率：38.06%）。各項目内容を確認したところ、第一因子は“自己内の感情から離れ目の前の出来事に取り組む姿勢”を尋ねる内容の項目で構成されており、第一因子を「感情から距離を置く態度」因子とした（項目数：5、 $\alpha$ 係数：.778）。また、第二因子から第四因子については、項目内容が福盛らのものと対応するため、福盛らの因子名をそのまま用いた。すなわち、第二因子が「体験過程を受容し行動する態度」（項目数：7、 $\alpha$ 係数：.748）、第三因子が「体験過程に注意を向けようとする態度」（項目数：6、 $\alpha$ 係数：.656）、第四因子が「問題との距離を取る態度」（項目数：4、 $\alpha$ 係数：.718）である。

そして、視点共存と体験過程尊重尺度（改）の4因子でピアソンの相関を求めたところ、第一因子（ $r=.338, p<.01$ ）と第三因子（ $r=.429, p<.01$ ）とで有意な相関がみられた。次に視点移入と、体験過程尊重尺度（改）の4因子でピアソンの相関を求めたところ、第一因子（ $r=.161, p<.05$ ）と第三因子（ $r=.434, p<.01$ ）とで間に有意な相関がみられた。

#### 【考察】

では、これらの結果を踏まえて、視点取得尺度と体験過程尊重尺度（改）との関係について考察する。まず、視点共存の因子と関係があったのは、体験過程尊重尺度（改）のうち「感情から距離を置く態度」因子と、「体験過程に注意を向けようとする態度」因子であった。これによって仮説1の一部は支持されたといえる。

また、視点共存因子と「感情から距離を置く態度」因子との間に相関

があったため、これについて考察する。視点共存には、「相手と自分との視点は違う。じゃあ相手はどう考えているんだろう」と自己の視点から離れる点があることが考えられる。自己の視点から離れるということは、相手の内的世界に触れて湧き上がってきた自己の感情（たとえば「ああ、それは辛いことだろうなあ」など）から離れることと言えるのではないだろうか。つまり、自分の今ある気持ちから適切に距離をとれる人は、相手と関わることで浮かんできた気持ちから距離を取ることができ、そのことによって自分の持つ視点から離れることができることが考えられる。

また、視点共存と「体験過程を受容し行動する態度」との間に相関がなかったことで、仮説1の一部は支持されなかった。ではなぜこのような結果が表れたのかについて、視点共存の因子と「体験過程を受容し行動する態度」との関係について考察する。「体験過程を受容し行動する態度」因子は、生活の中で浮かんできた感情を「そこにあっていいもの」と受容している態度を尋ねるものである。確かに、自分の視点を「そこにあっていいもの」とすることは、自分の視点を確立させるために必要なことであるとも考えられる。しかし、視点共存においては、自分の視点は「離れてあるもの」である。自分の視点を「離れてあるもの」としているならば、「こういう視点はあっていいんだ」と受容することまでに至らず、「自分にはこういう視点がある」と気づくことで止まってしまうことが考えられ、自分の体験過程を受容する働きが生きないことが考えられる。

次に、視点移入因子と体験過程尊重尺度（改）との関係について述べる。結果として視点移入因子と相関があったのは、体験過程尊重尺度（改）のうち「感情から距離を置く態度」因子と、「体験過程に注意を向けようとする態度」因子であった。この結果から仮説2の一部が支持されたといえる。

また、視点移入因子と「体験過程に注意を向けようとする態度」因子の間に相関があったため、これについて考察する。視点移入は、他者を中心とし自己の視点を抑え、あたかも自分が他者であるかのように視点を取ろうとする働きであるといえる。これは、自分と相手を重ねており、そこから相手の視点に焦点を向けていく事から、“相手と重なった自分”すなわち“自分イコール相手”の視点に注目することである。そのため、“相手と重なった自分”の視点に注目していくために、自分の視点に注目することが必要となっていくことが考えられ、そのために自分の体験過程に目を向ける働きが生きることが考えられる。つまり自分の体験過程に触れていく姿勢を持つ人は、自分の視点を確立させることができ、そのことが“相手と重なった自分”に触れていくことに応用されていることが考えられる。

また視点移入と「問題との距離を取る態度」因子との間に相関がなかったため、仮説2の一部は支持されなかった。ではなぜこのような結果が出たのだろうか。「問題との距離を取る態度」は、悩み事から適切な距離を取って心の余裕を保とうとする態度である。確かに自分自身の悩みから離れることは、相手と自分を重ねて相手の視点を取っていくことに繋がっていく事も考えられる。しかし、視点移入の働きによって相手の視点を取る時は、相手の視点を中心とするため、自分の今持つ悩みに関わる働きはすでに終わっているか、その時にはもはや働かないことが考えられる。

今回の研究で、視点共存と視点移入の働きを高めるためには、日常的に自分の体験過程に注意を向ける事と自分の感情から離れる事が必要であることが判明し、共感性的感情的要素と関係を持つことによって認知的要素を高めることが明らかとなった。このことから、相手の気持ちを想像する時には、フォーカシングの態度が生きることが考えられる。

# 健康高齢者に対する再評価を促す個人回想法の効果

— 記憶力および心理的側面への効果 —

1015016 山村 美由紀

(福岡県立大学大学院 人間社会学研究科 心理臨床専攻 古橋研究室)

Key words: 個人回想法, 意味づけ・再評価, 健康高齢者

## 【問題と目的】

Butler, R. N. によって提唱された回想法は, ライフレビュー法を用いた個人回想法である。これは, 回想者と聴き手が1対1で行い, 発達段階を系統的に振り返ることで人生を整理し, 過去の葛藤に折り合いをつけ, 人格の統合を目指す方法である。この方法では, 回想者が過去の葛藤に折り合いをつけるため, 意味づけし直し, 葛藤を受容していくことが重要である。

近年, 健康高齢者に対する研究により, 回想法が認知機能の維持・改善に効果的であることが認められ, 認知症予防への効果が期待されている(井山ら, 2007; 梅本・遠藤, 2007)。しかし, 認知機能の中でも特に記憶に焦点を当てた研究は少なく, 古橋(2011)は, 独自に作成した短期記憶課題, 長期記憶課題, 作動記憶課題を用いて検討したが, 効果は認められていない。また, 認知機能への効果が認められた場合は心理的効果も認められ(井山ら, 2007; 梅本・遠藤, 2007), 認知機能への効果が認められなかった場合は心理的効果も認められておらず(古橋, 2011), 認知機能への効果と心理的効果には関連がある可能性が高いことが推測される。

回想法の心理的効果は, 自尊感情, 人生満足度, 抑うつ傾向等で認められているが, 先行研究ごとに一貫した結果は得られていない(野村, 2008; 野村, 2009)。また野村・橋本(2001)は, 若年者の回想において過去のネガティブな出来事に対する再評価傾向が高いほど適応的であることを明らかにしている。

以上を踏まえ, 以下の3点について検討することを本研究の目的とする。①再評価を促すという心理的側面へ働きかける手続きをすることで, 認知機能への効果が認められる, ②再評価を促すことで, 先行研究ごとに一貫していなかった心理的効果が認められる, ③回想内容を分類し, 再評価の割合により心理的効果を比較する。

## 【方法】

**分析対象:** 市民センターの活動に参加する65歳以上の男女。回想群14名(男性8名, 女性6名, 平均年齢72.36歳, SD=5.01), 統制群14名(男性8名, 女性6名, 平均年齢73.43歳, SD=6.53)。

**調査時期:** 2011年7月~10月。

**手続き:** 野村(2009)を参考に, 回想群は, 週1回, 約50分の個

人回想法を合計5~6回行った。ライフレビュー法を用い, 第1~4回目の面接ですべての発達段階を振り返り, ネガティブな回想があった場合および各面接の終了時に, 聴き手が再評価を促した。また第5回目はまとめとして, 重点的に再評価を促した。回想内容はすべてICレコーダーで記録した。合計5回の面接の前後に記憶力および心理的側面を測る調査を実施し, その変化を回想法による効果とした。統制群は, 回想群の面接実施前後に同調査を実施した。

**使用した指標:**

①記憶力を測る調査: 古橋(2011)で用いられた短期記憶課題(10単語の即時想起), 長期記憶課題(10単語の遅延再生), 作動記憶課題(リーディングスパンテスト, 2文~5文課題)。

②心理的側面を測る調査: Rosenbergによる自尊感情尺度10項目(Mimura & Griffiths, 2007)。主観的幸福感を測るPCGモラルスケール改訂版17項目(谷口・佐藤, 2007)。GDS老年期うつ傾向評価尺度30項目(Niino, Imaizumi, Kawakami, 1994)。

## 【結果】

### (1) 回想群・統制群におけるプレ・ポストテスト得点の比較

6指標(記憶力および心理的側面を測る調査)について, 実験条件(回想群×統制群)×測定時期(プレ×ポスト)を条件とする2要因分散分析を行った。その結果, 短期記憶( $F(1, 26)=13.89, p<.01$ )および長期記憶( $F(1, 26)=15.06, p<.01$ )および作動記憶( $F(1, 26)=6.55, p<.05$ )および自尊感情( $F(1, 26)=13.89, p<.05$ )について, 測定時期の主効果に有意差が認められ(すべてポストテスト得点が上昇), 実験条件の主効果および交互作用に有意差は認められなかった。また主観的幸福感および抑うつ傾向について, 実験条件, 測定時期の主効果および交互作用に有意差は認められなかった。

### (2) 回想群におけるプレテスト得点による得点変化量の比較

6指標(記憶力および心理的側面を測る調査)について, プレテスト得点の平均値を基準にそれぞれ高群と低群に分け, Mann-WhitneyのU検定による比較を行った(Figure.1)。その結果, プレテストにおける抑うつ傾向得点の高群と低群の得点変化量にのみ有意差が認められた( $U=5.00, p<.05$ )。

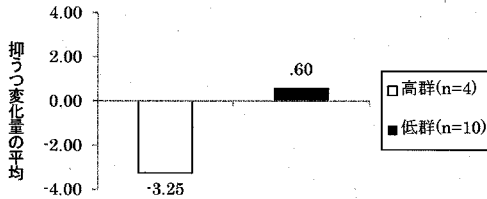


Figure.1 プレ抑うつ傾向得点高群・低群の得点変化量

(3) 各エピソードの面接回数ごとの変化

野村・橋本(2002)の評定基準を参考に、合計5回で手続きを完了した回想群13名を対象に、エピソードを分類した(Figure.2)。数値は、分析対象としたエピソードの総時間に対する各エピソードの割合である。その結果、「意味づけ・再評価」の割合は、第2~4回目で緩やかに増加し、第5回目で大幅に増加していた。

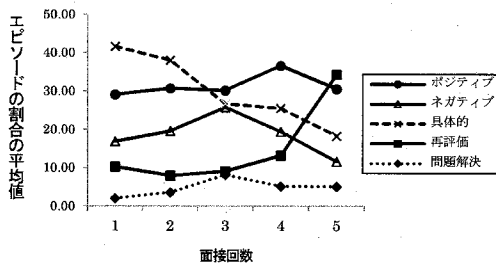


Figure.2 各エピソードの割合の変化

(4) 「意味づけ・再評価」の割合による心理的効果の比較

「意味づけ・再評価」の割合について、探索的に高群・低群に分け、心理的側面を測る3指標の得点変化量をMann-WhitneyのU検定により比較した。その結果、5回を通じて「意味づけ・再評価」が語られた割合の平均値を基準に高群と低群に分けた場合、「意味づけ・再評価」の割合の変化の仕方注目し、第5回目で大幅に増加している高群と5回を通じて緩やかに増加している低群に分けた場合、第5回目の面接における「意味づけ・再評価」の割合の平均値を基準に高群と低群に分けた場合、いずれにおいても有意差は認められなかった。

【考察】

(1) 回想群・統制群におけるプレ・ポストテスト得点の比較

回想群および統制群ともにすべての記憶課題の得点が上昇したことについて、「2回目は緊張しなかった」という感想を述べる対象者が複数いたことから、同じ調査を2回行ったことによる調査への慣れが影響した可能性があると考えた。

また回想群および統制群ともに自尊感情得点が上昇したことについて、調査への協力が社会貢献に繋がることが意識されたことによるのではないかと考えた。回想群における主観的幸福感得点および抑うつ傾向得点が適応的に変化しなかったことについて、主観的幸福感得点は古橋(2011)に比べ高く、抑うつ傾向得点は野村(2009)に比べ低い値であったことから、対象者の心理的健康度は元々高く、

大幅な改善の余地は少ないため、得点の上昇が認められなかったのではないかと考えた。

(2) 回想群におけるプレテスト得点による得点変化量の比較

プレテストにおける記憶課題得点の低群の得点が上昇しなかったことについて、すべての課題で低群に属した3名にはすぐに諦めてしまう特徴があったが、ポストテスト時にはうち2名が粘り強く課題に取り組んでおり、課題に取り組む際のレディネスや意欲に効果が表れた可能性があると考えた。また自尊感情得点および主観的幸福感得点の低群の得点が上昇せず、抑うつ傾向得点の低群のみ上昇したことについて、抑うつ傾向の低減という気分の落ち着きは認められたが、自尊感情および主観的幸福感の低い人は高齢者特有の謙遜する態度が影響し、自身の状態を肯定的に意味づけしづらかったのではないかと考えた。

(3) 各エピソードの面接回数ごとの変化

「意味づけ・再評価」の割合は回数を増すごとに緩やかに増え、第5回目の面接で大幅に増加していたため、本研究における「意味づけ・再評価」を促すという手続きは充分でできたと言えるだろう。

(4) 「意味づけ・再評価」の割合による心理的効果の比較

「意味づけ・再評価」の割合の多さや変化の仕方では心理的効果は説明できないことが明らかになったことについて、本研究では聴き手が再評価を促すことで再評価の割合を増加させたが、促されるのではなく、自発的に再評価をすることが重要である可能性が示唆された。

【まとめと今後の展望】

本研究は健康高齢者に対し再評価を促す回想法を行い、記憶力および心理的効果を検討した。その結果、回想群全体において記憶力および心理的効果は認められなかったが、抑うつ傾向の高い対象者には、抑うつ傾向を低下させる効果があることが認められた。また、直接記憶への効果は認められなかったが、課題に取り組む姿勢に変化が現れた対象者がいたことから、継続的に調査することで、課題への取り組みの姿勢が整い、得点の上昇が認められる可能性があるのではないかと考えた。

また、再評価の割合による心理的効果の比較の結果、聴き手に促された再評価の場合、再評価の割合と心理的効果に関連は認められないことが明らかになった。この結果から、回想者が自発的に再評価することが重要なのではないかと考えられるため、今後、折り合いをつけるべき葛藤について、本人にとって丁度よいタイミングで語られるようなアプローチを検討することが望ましいだろう。

【参考文献】

野村信威 2009 地域在住高齢者に対する個人回想法の自尊感情への効果の検討 心理学研究 第80巻 第1号 42-47

(YAMAMURA Miyuki)

# 日本と中国における国際理解教育 ——現状と方向性について

1016018 裘 薇薇

(藤山研究室)

Key words: 国際理解 カリキュラム バイリンガル

はじめに

## 第1章 日本における国際理解教育の発展歴史

第1節 日本ユネスコ国際理解教育の展開

第2節 中国における外国語教育の変遷をめぐる国際理解教育

## 第2章 国際理解教育の現状

第1節 日本における国際理解教育

第2節 中国の学校における国際理解教育の現状—3つの形態を中心として—

## 第3章 国際理解教育発展の問題

第1節 先行研究により国際理解教育の問題点

第2節 現場から国際交流活動実施の可能性

第3節 中国・日本での教育の比較

## 第4章 国際理解教育の発展対策

第1節 カリキュラムから見る—中国を中心に

第2節 国際理解教育の推進—日本を中心に

## 第5章 国際理解教育の発展方向

第1節 幼児からのバイリンガル教育

第2節 国際学校の設定予想

終わりに

はじめに

国際理解教育は平和を希求する地球市民教育である。世界の国々で国際理解教育の重要性が叫ばれるようになって久しい。しかし時代や世界情勢の変化と共にその定義や理解は一樣ではない。第二次世界大戦後、常に「国際理解教育」を推進してきた国連のユネスコは1974年に様々な論議を総括して、「国際理解、国際協力および国際平和のための教育並びに人権および基本的自由についての教育」という教育勧告をもって国際理解教育の定義とした。この定義の意義は他国・他文化理解中心の教育に留まらず、グローバルな視野を広げ、地球市民としての連帯感、世界相互依存性、平和・人権・開発・環境に対する問題意識を育むことにある。

この定義は『ユネスコ憲章』(1948年)の前文「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和の岩を築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。」が基本理念となっている。この前文には人類史上最大の悲劇を二度と繰り返さないために、戦争を回避し、平和を実現するために自文化と共に異文化・異民族を理解することの願いがこめられている。

この崇高な平和を求める理念の下に世界中の国々で行われてきた国際理解教育にもかかわらず、人類は人種差別、民族差別、民族中心主義、外国人嫌いなど民族文化の障壁をいまだに乗り越えられず、今の瞬間も世界中で残酷な大量殺戮を繰り返している。UNDP(国連開発計画1994年)の報告によれば世界中で毎年7500億ドルという想像を絶する莫大な資金が軍事費に費やされ、第二次世界大戦以来世界は30兆から35兆ドルを通常兵器に費やしてきた。また、ユニセフの報告(State of the World Children 1996)によると過去10年間の子供の戦争犠牲者のうち、200万人が殺され、4~500万人が身体的障害を受けたと報告されている。

地球規模の利益や福祉よりも国家や民族の利益を最優先する政策、社会的公正と生態系バランスよりも貪欲な市場投機と経済成長を優先する生き方は、我々の故郷である地球村にはこれ以上なじまない。平和社会は権力や暴力によってではなくむしろ市民の知と連帯によって組織されるべきだという歴史観を育ててきたはずである。今こそ平和を愛する地球村の市民として、お互いを支え合う新たな生き方を求め、途上国の貧困や飢餓との関係において自分達の生活を再点検する必要がある。今にして、人類の共生・共存のために地球規模の共通課題である平和・人権・開発・環境の問題を積極的に学び、議論し、地球村の住民として自らが関わり合い、触れ合い、行動するための地球市民教育を推進しなければならない。

現代社会では、国際化やグローバル化の進展による、モノ、カネ、人、情報の国境を越えた広がり、深まりとそれによって生じてきた人権、平和、貧困、環境など地球的な課題、多文化共生などの地域の課題が複雑に組み合って進行している。その中で経済の高度発展期にある中国は、現在、世界各国に注目されつつあり、国際影響力も段々増大している。このような社会の変化や時代背景の下で、現在の中国でも国際理解教育が強調されはじめている。特にWTOに加盟した後、中国の社会経済発展はより一層国際的になり、人材育成に関して優れた外国語能力と豊かな科学文化知識や国際理解意識を持つ人材を育成することが学校教育に対して要求されている。

日本の国際理解教育において、1998年の学習指導要領の全面改訂(2002年完全実施)により、「総合的な学習の時間」が導入され、国際理解教育は大きく変容しつつある。この改定は、国際化、情報

化社会に対応できる子どもたちの育成をめざし、基礎基本の徹底とともに国際理解教育は、最重要課題の一つと位置づけられている。学習指導要領では、自国文化・他国文化の理解、コミュニケーション能力の育成、国際交流・協調、基本的人権の尊重、グローバル教育を具体的な指導目標として位置づけ、各教科のみならず、「総合的な学習の時間」で効果的に実践することを求めている。

本論文は研究を通じて、日中両国における国際理解教育の現状を比べて、両国の国際理解教育の発展方法の違いを明らかにする。日中両国における国際理解教育の発展方法を明示して、本格的に教育の国際化を実現する。

本論文の構成は以下の通りである。

### 第1章 日中国際理解教育の発展歴史

まず、第1章では日中国際理解教育の発展歴史について論じる。日本の国際理解教育は、ユネスコ共同学校とともに始まったが、その後、1974年のユネスコ「国際教育」勧告から距離をおき、公式的には、海外子女教育、帰国子女教育に特化していき、異文化理解中心の国際理解教育が考えられていた。その後、日本経済の急激な国際化に伴って、1980年代後半から国際的な場で活躍し、競争できる人材の育成や世界の中の日本人の育成という観点から国際理解教育が、「国際化教育」として位置づけられた。一方、中国における外国語教育の変遷をめぐる国際理解教育の発展をみる。言語教育の究極の目的は、コトバとは何かを学習者に認識させることである。すなわち、言語の重要性や社会性を学習者に伝えることである。言語を単なる手段として捉えた場合には、言葉を深く認識しようとする態度は身に付かないであろうし、異文化を理解し、違いから学び、自己変革していくというような態度の育成はできないであろう。一方、言語をイデオロギーの実践として捉えれば、その言語の背景にある文化や社会の問題に思いをはせ、異なった論理方法や思考様式を体験することで、自分の持つ準拠棒を広げていくという態度が育成できるのではないだろうか。以上の考察をふまえて、言語の発展歴史から、中国の国際理解教育発展についてみる。これまでの半世紀あまりの中国の大学における日本語専門教育の歴史は大体三つの段階に分けることができる。①旧ソ連の影響下にある外国語教育②国際情勢に応じた日本語教育③経済発展に応じた日本語教育。本章の第1節と第2節では主に歴史から国際理解教育について論じる。

### 第2章 国際理解教育の現状

第2章では国際理解教育の現状を論じる。第1節では、(1)マクロから—日本の国際性、(2)ミクロから—小学校における国際理解教育の二つの側面から日本の国際理解教育の現状を説明する。本章の第2節では中国の国際理解教育の現状を説明する。中国では学校においては1990年代後半から主張が高まった従来の知識偏重の「応試教育」から知育、徳育、体育、美育の全面的発達を目指す「資質教育」への改革の動きに伴い、現在は主に次の

3つの形態で国際理解教育を行おうとしている。第一の形態は、既存の教科、特に社会系教科や外国語などの中で、教科目標の一部として国際理解教育の内容を導入した、いわゆる「浸透教育」の形で行われている「発散型」の国際理解教育である。第二の形態は、2001年の基礎教育課程改革によって、子どもたちの活動や体験を重視する領域として小学校3学年から高校の3学年まで新設された「総合実践活動」の中で行われている「集中型」の国際理解教育である。第三の形態は、地方や学校の中で国際理解教育関連のカリキュラムを開発し、更に「国際理解」という教科を新設して行われている「特殊型」の国際理解教育である。

### 第3章 国際理解教育発展の問題

第3章では国際理解教育発展の問題について論じる。第1節は先行研究により国際理解教育の問題点。先駆的例とその評価を検討から、問題点を次の三点にしぼってみた。1.日本対外国、日本人対外国人というこれまでの図式をどう克服して、真の国際理解に達しようとするのか。2.同心円的拡大論にみられるような子どもの認識の捉え方と国際理解教育とは矛盾しないのか。3.国際理解教育における社会科および社会科教員の役割は何か。第2節は現場から国際交流活動実施の可能性について論じる。日本(岡山市を中心とする)と中国(大連市内を中心とする)の公立小学校における国際交流の状況についてアンケート調査と聞き取り調査を行い、その結果を比較し、分析した。第3節では中国・日本での教育の比較について論じる。

### 第4章 国際理解教育の発展対策

第4章では、国際理解教育の発展対策を論じる。第1節では、中国を中心にカリキュラムから見ていく。国際理解教育が展開されているが、多くは英語活動を中心とした異文化理解にとどまっている。地球的規模の課題も視野に入れ、平和な世界を共に築き生きていく精神を育てようとする学校はまだ少ない。新しいカリキュラムを作成し、義務教育の段階で国際理解教育を行いたい。第2節では、日本を中心に国際理解教育の推進について論じる。

### 第5章 国際理解教育の発展方向

第5章では国際理解教育の発展方向を論じる。第1節では幼児からバイリンガル教育を実行することを論じる。具代的な例を挙げる、実施可能なカリキュラムを提出する。第2節では国際学校の構想を述べる。世界に通じる学校、異文化理解を目指す、国籍、文化、人種、宗教、経済力などのいっさいの差別をすることなく、国際理解を推進する意思と能力に基づいて学校を運営する。

### 参考文献

- 1 ユネスコ「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」1974年
- 2 中国教育部「品德与社会課程標準」北京師範大学出版社 2002年

## 日本と中国の地域教育（社区教育）の比較研究 —北九州市と大連市の実態調査を基にして—

キーワード：地域教育（社区教育） 公民館 少年宮 老人大学

丁 虹豊（藤山研究室）

この論文は六つの章で構成する。

序章では、この研究の目的、意義及び本論文の構成について述べた。

地域社会は、住民にとって生活の場であり同時に人々の結びつきの場であるが、今や大きく変貌し、崩壊しているという問題がある。隣に誰が住んでいるのかわからない人がたくさん存在している。

日本では、社会教育関連施設（主として公民館）を中心とする諸活動や住民の自発的なサークルが、地域を基盤に多面的、かつ多様な形態で展開している状況を調査した。

中国では、計画経済体制から立場経済体制へと転換するにつれ、地域経済の発展や労働者の能力向上、地域生活の質の改善及び住民の資質を高めるために、社区教育は変化し、大きな役割を持っている。周知のとおり、中国の伝統文化の中で、「孝」に関する道徳的な伝統は、最も重要なものであるといっても過言ではない。今まで、「孝」の理念がすでに中国人の隅々まで浸透していた。しかし、近年、少子・高齢化の進展とともに、家族による老親扶養の能力の低下を引き起こし、家族扶養を特徴付ける「孝」の実践の形態は社会扶養の拡大を必要としている。益々発展している社区は、高齢化社会に向けて、どのような養老サービスを促進しているか、そのために、どのような豊かな活動や援助などを提供しているのか。両国の現状を比較研究した。

第一章では、日本の地域教育について、公民館60年の蓄積から論じた。まず公民館とは何かを解説した。続いて、歴史的に公民館の発展状況及びその時代の特徴を述べた。特に、福岡県における公民館の歴史的品格を検討した。公民館の発展は、簡単に言えば6つの段階を経て進んでいる。以下の通りである。

- 1) 初期公民館の建設 1946年～48年
- 2) 公民館の定着 1949年～53年
- 3) 行政再編と公民館の変容 1954年～59年
- 4) 法改正後の「近代化」公民館 1960年～69年
- 5) 新しい公民館像の展開 1970年～79年
- 6) 行政改革・生涯学習政策下の公民館 1980年～現在（2010年）

第二章では、日本の公民館における地域諸活動と社会教育の実践を研究した。

本章は、北九州市折尾東市民センターでの実態調査を基にして、利用者を年齢、性別、その他の特徴によって分けて検討した。

第一節では、社会教育を若者との関係において論じた。学校教育・学校外活動と位置づけた時代から、現在は特に社会教育・生涯学習の中核施設である公民館が学校教育との連携・融合を含めて、学校・家庭・地域をつなぐ役割が求められている。折尾東市民センターは、若者に向けて、多種多様な若者関連の講座・事業や活動事例を紹介することになっている。

平成22年のプログラムを見て、地域の大人たちとボランティア活動することにより、町の美化に役立っていることを実感することができた。異なった学年の者同士が助け合うことによって、お互いが支え合うことの大切さや思いやりの心が育ち、子ども達が成長できた。

しかし、企画によって参加者にばらつきがあるので、年間を通じて参加してもらえるよう工夫する必要がある。高学年と低学年がともに楽しめるような内容のものを企画したい。事業実施において参加者が多い場合にお手伝いをしていただくボランティアが足りずに苦労した場面があった。今後、増員が必要と思われる。

第二節では、女性を対象とした公民館活動を調査し、戦後の民主化への改革の一つである女性の社会教育について論じた。女性の解放は戦前の国家体制を支えた家父長制家族制度からの解放を目指すものであった。日本国憲法における男女平等（第24条）や教育基本法における男女共学（第5条）の条文はそれらを具体化したものである。

小倉南区の沼市民センターの「女性セミナー」では、「一年間がとても早く感じた。学習内容が充実していてとても良かった。学習仲間に出会えるのが楽しかったです。」「学習内容が多様多様であり、講師の方々も素晴らしく、充実した時間を過ごすことができた。」「専門的な内容や分野を実体験できた。」などの感想が出された。

紙数の関係から詳細は省略せざるを得ないが、彼女たちは大きな役割を持って、自分自身の有意義な生活のために多様なボランティア活動やサークルなどに参加している。それとともに、地域の振興、地

域の文化財を守る事に貢献しているとわかった。

第三節では、高齢者の社会教育について論じた。日本は2007年から超高齢化社会に入ってきた。つまり、高齢化率は21%を超えてきた。2010年の高齢化率は23.1%である。折尾東市民センターでのアンケート調査によると、60歳以上の利用者は85.9%を占めている。高齢者の生活、特に精神的な生活が最も重視されている。本節は、高齢者関連の講座、サークルなどについて述べた。

折尾公民館では高齢者に向けて、生涯元気に生き生きとした健康な日々を過ごせるように仲間作りをしながら、楽しく長生きするためにさまざまな文化活動が行われてきた。

『家電製品の使い方』講座や『知って得する暮らしの収入術』講座や『自分に合う色パーソナルカラーを学ぶ』というおしゃれ講座など、高齢者たちに身近に生活に関するサークル活動も広がっていた。中国のことわざにあるように、「学問にはきりが無い」。その通りである。若者に負けないように自分自身の生き方を皆に見せてよいと考える。

第三章では、中国の社区教育について論じた。中国の経済発展とともに、国民の生活は、以前より良くなってきた。一方で、精神的な追求も重視されてきた。皆の仕事以外、学校以外の時間を充実させようとしている。

まず、概念から述べて、中国では、「社区」(community)と言う言葉が1930年代に初めて英語から中国語に訳され、地域社会を意味する専門用語として用いられ、ここ数年、政府と学界からの提唱で脚光を浴び始めている言葉の一つとなっていることを説明した。

中国の社区というのは、日本よりもっと広範で、かつ社会構造の根幹にかかわる事情が存在するのである。だから社区の活動領域はずっと広い。

社区という中間的な地域単位を受け皿とする理由の一つとして、人間の日常生活が一日24時間という枠の中で行われ、このような諸個人・家族の生活要求がきわめて小範囲の地域内で充足される性質の事柄であり、ゆえに地域社会が重要性を持つという一般原則があげられる。日本のコミュニティ政策などは、この原則を暗黙の前提として企画されたことは言うまでもない。中国の場合、このような一般原則とともに、諸個人・家族を単に大衆消費社会の中に放任するのではなく、ある一定の枠をはめるという社会主義国の必要がある。

社区サービスの充実には、もう一つの重要な狙いがある。それは中国政府の最大の課題、社会の安定の維持にとって、都市での社会サービスの充実、住

民の満足を確保するという狙いである。

第二節では、社区教育はどんな発展段階を経てきたのかを調査して、その結果をもとに論じた。

社区教育に、地区経済発展と住民生活の質の向上を求める社区建設の有力な手段としての位置づけが、2001年の会議(全国社区教育実験工作の展開を推進するために、教育部は2001年11月7日から9日に北京で全国社区教育実験工作経験交流会議を開催したが、これは教育部が初めて開催した全国会議である)で一層明確にされた。

1. 社区教育が成人教育の新たな発展方向として捉えられ、国家政策となった「全民学習」の学習型組づくりと生涯教育システムの建設・完成の有力な道筋として注視されている。また、教育・訓練内容に全市民対象の多様性が強調されているが、重点は正規の学校教育が担い切れない労働力陶冶に一層収斂されている。
2. 具体的なIT技術を駆使した教育・訓練方法の導入が強調され、労働力陶冶と深くかかわる社区学院等の教育訓練施設の整備が強調されている。
3. 社区教育の農村社区教育活動への新たな踏み出しについて初めて言及され注目される。

第四章では、中国の若者、女性、高齢者たちが、どんな社区教育を受けているか、どんな活動に参加しているのかを研究し、第二章と比較研究した。特に、少年宮、老人大学などについて詳しく調査した。

最後に、日中の地域教育の比較を通して、各自の問題点を見出し、特に中国の社区教育の行方を考えてみる。

日本と中国の地域教育を比較すると、第一に、地域教育の発展を図っていく上で、学校の関わりが重要視されている点、第二に、地域の活性化を図っていくことと結びつき、地域教育が重視されている点が共通している。これは、北九州市と大連市が地域を再構築する上で、地域教育の果たすべき役割と機能を重視する志向性を示している点に認められよう。

中国の課題としては、まず第1に、経費不足がある。財源上の制約のため、社会教育の施設数は必ずしも十分ではない。第2に、職員養成の課題が指摘できる。今後、社会教育の専門的職員をどのように養成するのかは、中国の社区教育にとっての大きな課題と考えられる。第3に、沿海部と内陸部の格差がある。今後、地域間の経済や文化状況の格差を埋め、社区教育の発展のアンバランスを解消することは、大きな課題として残されていると言えよう。

## 特別支援教育における交流及び共同学習の現状と課題

キーワード：障害児教育、交流及び共同学習、地域支援

地域教育支援専攻  
中窪 典子(秦研究室)

### はじめに

近年のノーマライゼーションの進展とともに、共生社会の実現が謳われている。今日、社会全体として障害のある人の自立と社会参加を生涯にわたって支援していくための体制整備が進められているが、現状はまだまだ厳しい。

この原因の一つに地域社会の障害理解が進んでいないことが挙げられる。これは障害のある人と障害のない人とが日常的に接する機会が少ないために正しい障害像が認知されていないためであると考えられる。

そこで、本研究では障害理解への取り組みとして学校における交流及び共同学習に着目する。

近年、特別支援学校・学級に在籍する生徒数の増加が著しく、通常の生活のなかで障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動する機会は減少しつつある。

交流及び共同学習は平成21年版改訂の学習指導要領にて正式に規定されるなど、その必要性が謳われている。また、子どもたちの豊かな人生を実現するために必要不可欠なこととして、現場で様々な取り組みがされており、実践報告も多く、交流経験の有無が及ぼす影響に関する研究も少なくない。

しかし、活動に参加した子どもへの影響についての分析がほとんどで、その周囲（教員、保護者、地域の人たち等）への影響は必ずしも明らかになっていない。また、交流活動を経験した児童が必ずしも障害や障害児者に対する理解を高める結果となるわけでもないとしており、個々の事情にあわせた交流を行うことが必要である。

本研究では、特に小学校の通常学級に在籍する子どもと特別支援学級に在籍する子どもとの交流及び共同学習についての検討を行う。

方法として、まず、障害児教育と交流及び共同学習の動向を先行研究や制度の変遷から概観する。次に、交流及び共同学習に関する先行研究や実践報告をその形態別に分けて分析することでそれぞれの状況にあわせた指導のあり方について検討していく。最後に上記を踏まえ、共生を重視した障害児教育と交流及び共同学習のあり方について考察する。

### 第1章 特別支援教育としての交流及び共同学習

第1章では、日本における障害児教育と交流教育の歩みを先行研究や制度の変遷から概観することで今日の特別支援教育の課題について考察した。

この結果、長らく「教育不可能」とされ、学校教育から排除されてきた障害児に対しての教育が発達保障や権利としての教育の考え方の広まりとともに行われるようになり、養護学校義務制が実施されたものの、障害児が安心して学べる教育環境は未だに整備されていないことがわかった。特に障害児の就学先は本人のニーズではなく、障害種のみによって決定される傾向にあり、必ずしも本人にとって最善の教育環境が保障されることにはなっていない現状がある。

また、今日特殊教育から特別支援教育に移行したものの、その対象は依然として障害児に限定されていることも課題の一つであることが明らかになった。本来特別支援教育では障害の有無にかかわらず子ども一人ひとりの教育的ニーズに合わせた教育が求められるが、現行の制度では難しい。障害児であるか、ないかというよりも、その子に特別な支援・援助が必要であるかどうかが大切である。よって、障害観の捉え直しが必要であると考えられる。

そして、今日において、交流及び共同学習の役割は増してきたと考える。健常児と障害児の分離教育が進行していくにつれ、日常的な交流の機会は減少傾向にあった。同時に地域社会の障害に対する「無理解・無関心の広がり」への障害児教育関係者等の危機感がさらに高まった。こうしたことを背景として、学校教育に交流教育が取り入れられていった。そして、障害児理解も地域の中で障害児と健常児との交流にもとづくものであるべきだと考えられるようになってきた。今日の特別支援教育においても、交流及び共同学習に対する期待は大きい。一方で、交流及び共同学習を推進することによって障害のある子と障害のない子が接することは日常的ではないことを子どもたちに教えてしまうことになり、結果として障害や違いを強調し、自然な人間関係にはならないことも危惧されている。このため、子どもたちが「分けられた存在」としてではなく、「同じ仲間」として活動を共に行うことができるような交流及び共同学習となることが望ましい。

### 第2章 交流及び共同学習の現在

第2章では今日の交流及び共同学習の様子について調査報告書を基に概観し、特別支援教育を受ける多くの子どもが何らかの形で交流及び共同学習に参加しているという実態について検討した。

特に、小学校の通常学級に在籍する子どもと特別支援学級に

在籍する子どもとの交流及び共同学習(校内交流)は学校間交流や居住地校交流等と比べ、多く行われている。この理由として、校内交流では障害児学級の子どもと通常学級の子どもは日常的に接しやすい環境下にあることが挙げられる。また、教科交流よりも、教科外交流や日常交流が多く取り組まれていることが明らかになった。そして、障害種によっても取り組まれ方に大きな違いがみられた。

また、学校教育において、①交流及び共同学習が実際にどのような効果・影響を及ぼすとされているのか、②交流及び共同学習の実施に当たっての課題、の2点に関して、小学校における通常学級と特別支援学級との校内交流に絞って検討した。

その結果、これまでに活動の成果として挙げられた項目の多くは社会性や人間関係の形成が中心となっており、交流及び共同学習における交流の側面と捉えることができた。よって、今後はより共同学習の側面に焦点を当てた取り組みを行うことで障害の有無にかかわらず共に参画することができる交流及び共同学習が展開されることが必要である。また、障害児の保護者や本人のニーズへの応え方や交流時の人不足のほか、付添の問題や交流に必要な設備の不足も重要な課題である。

そして、小学校における交流及び共同学習(校内交流)は日常的に行うことが望ましく、継続した取り組みが大切である。この際、無理のない形で交流を行うことも大切である。

### 第3章 交流及び共同学習の実践例の検討

第3章では小学校における校内交流の課題について、交流の形態別に実践例を紹介しながら検討した。

まず、交流及び共同学習の今日の取り組みを全国からの実践報告を基にして、交流の形態別にその実態を取り上げ、その成果と課題について検討した。なお、交流の形態は日常交流、教科外交流、教科交流の3種に区分した。

その結果、交流及び共同学習が行われやすい環境を整えることによって、通常学級の子どもが障害児に対して共に学ぶ仲間意識が芽生えることがわかった。さらに、この仲間意識を育むためには通常学級の子どもと特別支援学級の子ども双方にとって無理のない交流計画をたてることが大切であることも明らかになった。そして、日常交流を活発に行っている学校・学級では教科交流や教科外交流も多く行われていた。このため、ふだんから日常的に特別支援学級の子どもと普通学級の子どもが交流及び共同学習を行うことが子どもたちの自然なかかわりには欠かせないと考察した。

次に、私が平成22年11月から12月に田川市立金川小学校で行ったフィールドワークを基に紹介し、交流及び共同学習のあり方について考察した。ここでは特に、金川校区最大の行事とされる「まつり金川」での交流及び共同学習の取り組みを取り上げた。

結果、金川小学校において交流及び共同学習が日常的に盛ん

に行われており、「同じ仲間」として互いを認識していることが明らかになった。金川小学校の特徴として地域とのつながりが非常に強いことが挙げられた。そして、この地域ぐるみで子どもを見守る姿勢が、子どもたちの他者理解、人の多様性を受け入れる姿勢作りにつながっているのである。

### 第4章 特別支援教育と交流及び共同学習の展望

第4章では、日本における障害児教育と交流及び共同学習の今後のあり方について大きく3つ述べ、まとめとした。

第1に、障害児が安心して学べる教育環境の整備が必要である。特に、近年、特別支援学校に在籍する子ども増加による、特別支援学校の大規模化が問題になっている。特別支援学校の規模の適正化を図ることが必要である。

また、「特別支援」の名のもとに特別な教育的ニーズを持つ子どもが安易に通常学級から取り出されるのではなく、子ども一人ひとりの実態やニーズに照らして教育の場を選定する必要がある。このためには大川原(2003)の提案する①多様な教育の場の設定、②適切な教育の場の設定、③教育の場の柔軟な変更の3つを意識する必要がある。さらにこの際、子ども本人の意思をも反映されたものとなる必要がある。

第2に、本来特別支援教育は障害児だけでなく、いじめ・不登校、エスニックマイノリティの子どもなど様々な教育的ニーズのある子どもたちも対象とされることから、今後は特別支援教育の拡充が必要である。障害の有無ではなく、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合わせた教育を行うことが大切である。そして、様々な教育的ニーズを持った子どもが排除されることなく、同じ仲間として認められる配慮・支援が行われる必要がある。よって、今後は交流及び共同学習を通じて、互いの違いを認め、思いやる心を育成することが大切である。

第3に学校教育の中だけでなく、子どもたちを取り囲む、地域全体での障害児者に対する理解が必要である。特別なニーズを持つ子どもたちが地域で充実した生活を送っていくためには地域の人たちの正しい理解や支援が欠かせない。地域全体で子どもの育ちを見守ることのできる環境づくりが必要である。そして、このためには学校での交流及び共同学習の取り組みについて、保護者や地域の人たちに周知し、理解を得ることが大切であろう。また、現在行われている校内交流や学校間交流、居住地校交流だけでなく、地域の人との交流も今以上に促進していく必要がある。つまり、学校での交流及び共同学習の取り組みを地域に広げていくことが大切である。これが地域社会の障害児者への理解を促進し、共生社会の実現につながると考える。

最後に、今後の課題として学校と地域社会や地域行政との連携を活かした交流及び共同学習の取り組みのあり方について検討することが必要であることが挙げられる。今後は学校での交流及び共同学習の取り組みをどのようにして地域社会へと広げていくことができるのかについて検討していきたい。